

監獄雜誌

第七卷第十二号

目 録

- 第七卷終刊の辭……………(一頁)
- 論說……………(二頁)
- 寺原警保局長を迎ふ
● 敢て行政整理委員の參考に供す……………(八頁)
- 特別寄書……………(十頁)
- 刑事被告人の衣類臥具に就て……………(十頁)
- 雜錄……………(十頁)
- 監獄則施行細則改正當局者の私見(承明)
● 監獄製品販賣手續に就て……………(十八頁)
- 監獄報掲載事項の撰擇
● 乳兒携帯の制限法を望む……………(十八頁)
- 監獄彙報……………(十八頁)
- 監獄法令……………(二十頁)
- 各省訓令數十條……………(二十頁)
- 寄書……………(二十五頁)
- 應答……………(三十九頁)
- 疑難數十項……………(四十頁)
- 雜報……………(四十頁)
- 通信……………(四十四頁)
- 各縣布達數十條……………(四十四頁)

警察監獄學會發兌



告

監獄雜誌本年中の代金今日迄御拂込不相願向有之
 計算上差支居候間全額御精算速に御回金被下度再
 應相願候也

明治廿九年十二月

警察監獄學會

警察監獄學會出版物廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字 内務省警保局長 小野田元照君序文
 司法次官 清浦奎吾君序文 帝國大學法科大學長 穗積陳重君序文
 神奈川縣知事 中野健明君序文 内務省土本部長 都筑馨六君序文
 靜岡縣知事 小松原英太郎君序文 内務省警事官文學士 久米金彌君序文
 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

監獄學 全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

司法次官 清浦奎吾君序文 内務省警務局長 故フラン、ゼー、バツハ君序文
 東京集治監典獄 石澤謹吾君序文 内務省記官文學士 久米金彌君序文
 前宮城集治監典獄 八木秀太郎君跋 神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

日本監獄法講義

完

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論

完

司法次官清浦奎吾君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君反駁
字川 盛三郎君序文

獨逸監獄管理法

完

静岡縣知事小松原英太郎君序文 內務參事官兼法制局參事官文學士都筑顯六君序文
內務書記官文學士久米金彌君序文 神奈川縣典獄小河滋次郎君著

看守必携獄務提要

完

静岡縣知事小松原英太郎君題字 前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城縣典獄山崎義徳君序文 宮城集治監教諭岡田吉習教君著

監內揭示條目辯解

全

監獄雜誌第七卷第十二號

第七卷終刊の辭

時は維れ明治二十九年歲尾本誌第七卷第十二號終刊に際し一言以て本會特別會友會員諸君に燕辭を呈し平素割愛の厚意を謝せんとす

本誌は實に明治廿二年監獄多事の日に當て創刊し爾來八星霜、號を追へば第八十四號、此久しきが間本會會友、會員諸君の誘掖に依り且つは本誌が自ら期する所の抱負とを神髓とし不偏不黨、至正公平の觀察を以て讀者諸君と共に研鑽討究を怠らざりしことは既に諸君の知悉せらるゝ所にして時に或は當局一部の士の爲め指彈せらるゝの不幸に遭遇せしことをきにあらずと雖も幸に夭折せざるのみならず松柏の霜に逢ひて益々青きが如く愈々堅忍にして且今日の隆盛を見るに至りしは是れ全く愛讀諸君の庇護割愛の然らしむ所なりと雖も又本誌が不撓不屈の精神を鼓舞作勵したる結果なりと深く自ら信じ窃かに慰する所ある所以なりとす今や尙ほ我監獄事業は實に穉々たるものにして將來に向て施設畫作すべき事項決して尠なきにあらずるは勿論就中彼の改正條約實施準備の如き我監獄社會に向て一大改

進を促さざるべからざる事にしあれば本誌が今日に至る迄斯道の爲め盡したる研究事項に比すれば前途實に遼遠にして行程尙ほ百里を餘すと云ふべし本會は未だ微力幼稚にして能く其豫期する所を翼賛し大成せしめ諸君の抱負をして他日満足を與ふるや否哉は素より今日之を揣り知るべからずと雖も會友、會員諸君が將來尙ほ既往に倍する庇蔭と加護あるあれば敢て自から卒先して斯道の研究場裡に馳騁し犬馬の勞を辭せざらんことを竊かに茲に是れ誓ふ謹て會友、會員諸君の健康を祝し且つ謝意を表すると同時に當年の筆硯を收むと爾云ふ

雜誌記者謹白

論説

説

●寺原警保局長を迎ふ

明治二十九年十一月廿一日は我國監獄史上に特筆大書すべき紀念日にして最も吾人の記憶に存せざるべからざる日に當す、是れ何となれば平素吾人が監獄行政の直接監督者として仰戴する所の内務次官警保局長の同時交迭せられたる日なれば

なり、然り而して各其後任には松平正直男内務次官に、寺原長輝氏警保局長に就任せられたり、予輩此良次官良局長を得たるを喜ぶと同時に將來此事業の上に大抱負を有するものあり予輩が茲に大抱負と云ふは今後益々斯事業に向て大革進大英斷を要するもの多々益々存すればなり以下次官の事は云はずもかな、前任小野田警保局長は明治廿六年中監獄改良事業の將に勃興せんとする時に當り兵庫縣書記官より一躍直ち警保局長の椅子に就き爾來三年間快刀亂麻を斷つの慨ありたるハ予輩の茲に事新しく旌表するの要なしと雖も然れども一步を進めて推究すれば我國監獄事業は今日尙未だ完全なる全般の改良を大成したりと云ふ能はざるのみならず、將來に向て益々斯道の進歩改良を期すべきこと決して前局長時代に譲らざるは勿論一層の速力を以て一大革進を期せざるべからざること予輩の茲に斷言して敢て憚からざる所なり彼の前任局長の時代に當つて斯社會の問題たりし典獄以下の服制々定、看守定員令改正、看守俸給令改正の如き既に其大成を終へたるありと雖も尙是より層倍の大問題たる監獄則並付屬法規改正事業の如き、府縣監獄建築費國庫補助案の如き、監獄建築標準の如き、改正條約實施準備の如き尙降つては典獄以下書記看守長増俸論の如き、看守増俸の如き、何れも將來に向て施

設改良を要すべき事項決して尠なきにあらず而して此難局に方らるゝ新任寺原警保局長こそ其勞其責轉々重きものあり寺原氏は現任法相清浦氏警保局長の時代に在て清浦氏を輔佐し監獄行政事務を料理せられたる等の實驗あり且は歐洲大陸の制度を實地に研究せられたる學術經驗よりするも氏が今後此難局多事の監獄事務を統轄主宰し予輩が今日の大なる抱負を完成せられんことは予輩の確く信じて疑はざる所なり、就中氏が就任幾何ならずして彼の府縣監獄建築費國庫補助案の如き本期帝國議會に提出せらるゝとの確説にあれば氏が他日議會開會の日に當て政府委員として如何に議員を操縱し本案をして議會を通過せしめらるゝやは將に氏が前述の諸問題に向て予輩の希望を完ふせしめらるゝ首途前提にして氏が經驗と學識とを以てせば敢て其難事にあらざるべきを信ず、加之ならず氏は又前任警保局長の後を襲ひ改正條約實施準備委員として監獄警察行政制度の改良に鞅掌せらるゝ筈なれば氏が今回の就任は寔に斯道の爲め遠洋航海中羅針盤を得たると一般にして他日監獄改良完成の彼岸に達すべきこと今より予輩の括目翹首して敢て或は疑はざる所なり聊か茲に新任警保局長を迎ふるの不文を草し氏が幸福を祈ると爾云

●敢て行政整理委員の參考に供す

明治二十六年勅令第六十二號地方官々制第一條に典獄は高等官の最末班に位し即ち技師の次に置かれたるは甚だ其當を得ず抑も典獄の職務は地方廳の高等官として府縣知事の下に於て内務部長警察部長等と均しく一部署の機關長たり又其職務權限に於ても他の部長と輕重なきのみならず典獄は行刑上に對し獨立して法律の責任を有するものなり然るに之を參事官技師等の下班に置き動もすれば判任課長たる内務部屬官等と同視せらるゝが如き觀想あり豈察せざるべき乎此際宜しく職責權限に伴ふべき地位を有たしめんとせば地方の典獄をして警部長の次に列班せしめよ

●俸給も亦然り

高等官々等々級表に府縣典獄は六等以下而かして其俸給は職給と爲す警視廳及大阪府は年俸千圓開港場又は師團所在地は八百圓其他は總て六百圓なるは皆に集治監典獄と不釣合あるのみならず高給裁判所書記屬官警部等にも劣る薄給なり之をして判檢事及書記官警部長參事官と對等の威信を保ち相讓るなからしめんと欲す豈困難事ならずや宜なる哉少しく進取の氣象あるもの長く其椅子に暖ることを潔とせず只管轉職に汲々たるを此際典獄の俸給をして少くも八百圓以上千八百圓以下となし集治監府縣監獄を通じて進級の途を開き且つ典獄は終身官たらしめよ今や歐米諸強國と對等の條約將に成り内地を明け放ち毛頭人と雜居し内外人を等しく我が國法の下に制裁するの日、目前に迫されり今に於て人才登用の門戸を開き學士其他の有識者を擧げ眞司獄官を養成するにあらずんば獄務の改善進歩は逆も覺束なきことと推測せらるる整理委員たる者大に注視する所ありて可なり

●監獄醫を判任官とすべし

集治監々獄醫は元來判任たり而かして地方監獄醫は唯其待遇のみ判任の名あるも其實雇吏と撰むところなきが如し均しく監獄の衛生を負擔し治療手術の任に當る何ぞ輕重する所あらん乎集治監に在れ地方監に在れ醫務所は別個獨立して他の課所と異く典獄の樞要機關たり其任務職責正に判任以上たらざるべからず府縣監獄醫に充分の資格なきは監獄衛生に影響する少々ならず況ん乎地方醫負擔たるを以て俸給手當の懸隔差等甚だしく此儘差措くときは監獄衛生の進歩發達到底期すべからざるなり人命を重する今日宜しく速に監獄醫は純粹の判任官とせし其俸給の國庫支辨に歸せしめよ

●女監取締長を新設せられよ

從來の女監取締は總て雇員なるが故に女監の戒護に充分の責任を有たしむること能はず又其月給手當も自然彼是階級厚薄なきを以て同一の職務に服し典獄の外一の監督者なき現象なれば將來女監取締長なる官職を新設して恰かも看守の上に看守長あるが如く監内の戒護及女監取締の職務を監督せしむるの機關とせば女囚檢束上一面目を改むべきこと信す

●監獄書記看守長の區別を廢せよ

均しく監獄判任官にして戒護吏員を看守長と云ひ庶務計算に従事する者を監獄書記と云ふ而して各々職名を區別するは表面上職掌の順序として可なるに似たれども切其實際如何と云ふに常に少數の吏員全然別個の職務に就かしむること甚だ難事あり是を以て書記にして看守長を兼ね看守長にして書記を兼ねしむるの姑息例外手段に出るもの歟しとせず加之非常變災等の時に當り判任以上の吏員は擧げて戒護の指揮者監督者たらしむること頗る輕便なりとす就ては書記看守長の職名を廢し更に相當同一の職名を附し上等監獄官たる者は共に制服を受け各分課の任務に従事せしむるを便ありとす

●看守の特別任用令も從て範圍を擴むべし

現行看守より判任官に特別任用するは滿五ヶ年勤續し精勤證書を有する者に限る而かして其任用は看守長に限られたり個は經驗を積みたる監獄官を造るに甚だ狹隘を感ずるなり故に前項の看守長書記に同一の官名を附すると共に看守の特別任用は直に上等司獄官に登用するを得ることとせよ

●看守の特別任用條件を改めよ

滿五ヶ年以上勤續の上特別任用するは長きに過ぎ人才登用の道にあらず故に之を三年に縮め事務熟練にして才能あるものは特に上官に擧ぐるの途を開けよ又精勤證書の如きは効勞を頌し職務を獎勵せしむる方便として至極可なれども之を以て特別任用の一要件とするは人才登用の道にあらず故に任用令より之を削除して精勤證書を受けたる者には特に名譽ある徽章を佩用せしめ普通看守より幾何か増俸を與ふることとせられたらんには斯道發達上の便益ならんか

●監獄局は復活すべし

這般行政整理の爲め評議しつゝある噂さなりと云ふを聞くに或局は或局に併せ或廳は或廳に合し或は某省を廢し某部を設くとか諸説紛々たり此際最も必要を感ずるは監獄局の再興なりとす夫れ改正條約實施の準備として一大長足の進歩を企圖せざるべからざるもの犯罪者拘禁制度なることは何人も疑はざる所ならん然るに今日の監獄現況を一視せば少數集治監を除く外總て地方費に屬するを以て如何に當局者は躍起となりて獄務整備を經營するも地方の民力之を容れず悠々緩々として舊體を保守し頑として牢屋視して動かざる代議士多きは目下府縣會場の光景にあらずや斯の如き趨勢に放任し而かして改發を朝せんといふ幾何年の後に於て希望の彼岸に到着し得べきか思ふて茲に至れば呆然口を開いて止むの外な

きものゝ如し監獄制度をして歐米諸國に譲るなきを期せんと欲せば宜しく監獄局を復活して大に急進の計を立てるべからず假令監獄費の全部を一時に國庫負擔に歸せしむるを許さずとも地方議會に要求せし費用は他の府縣費の如く濫りに殺減を加ふることを許さず原案通過の鞏固政界ならざるべからず若し此の如く強行に出でんとせば宜く先づ監獄局に於て豫算標準を確定し緩急度に應じて要求せしむるの策を採らざるべからず茲に於てか監獄局の設立は最も緊要たるを覺ふ庶幾は速に斷行する所あれ

持別寄書

●刑事被告人の衣類臥具に就て

浪華生

監獄則第二十七條の明文に由れば刑事被告人の衣類は總て自辨とし臥具は之を貸與すとあり尙之に取除け法を設けて臥具を自辨せんと請ふときは之を許し赤貧にして衣類を自辨する能はざる者には之を貸與することゝなれり予輩は此法文中何故に衣類と臥具との間に區別を立て何故に衣類は自辨を本則とし臥具は貸與するを通例としたるや其理由の存する所を知る能はざるなり予輩此刑事被告人の衣類自辨の規定に付意見の存するあり左に卑見を陳べん

予輩熟ら本規定立法者の意思を追想するに元來刑事被告人なるものは畢竟犯罪の嫌疑を受け一時取調中便宜の爲め監獄に拘束するに過ぎざるものなれば訴訟進行の結果全然初より無罪純白の良民たるや測り知るべからざる者多し、善し他日有罪の判決を受くるありとするも刑事被告人中は未だ罪の有無素より判然せざるものなれば可成法律上の苦痛は勿論、前日社會に在りたる位置状態を變更せしめざらんことを欲するの旨趣にして現に監獄則が舊則に於て未決囚とありしを刑事被告人とし及び處罰を明文より削除したる所以の理由に外ならざるが如し、彼を思ひ之を察すれば衣類の自辨制は之を總て貸與制にするときは費用の上に夥多の増多を要するあるは勿論、右等理由の如き被告人が地位名譽を害せざらんこと

を欲する所以に原因するものならん雖も、予輩の解釋にして大誤なしとせんか第一に屬する費用増嵩を慮りたる主因の理由は予輩一應之を賛成すべしと雖も第二の理由の如きは甚だ過慮に出てたるのみならず此衣類の自辨制より生ずる數多の弊害を豫想せざるものにして大は以て強大なる國家の裁判權をして脆弱ならしめ監獄當局者をして紀律の勵行を敢てする能はざらしむるが如き掣肘の虞れあり現に處罰を全廢したる以來當局者の間に種々の議論あり刑事被告人の制裁に困難しつゝあるに依て見るも實に明かなる事實にして予輩監獄行政を重するの眼より云はしめば相當の制裁法は是れなかるべからざるは勿論、刑事被告人の衣類は總て之を貸與の制に改められんことを希はざるを得ず以下に於て其理由を陳べん抑も吾人の衣服所持品は社會上の境遇即ち貴賤貧富を表示するの資料として思惟せらるゝより人動もすれば外装を華美にし紳士富豪に擬せんことを欲するは皆人の常情にして就中彼の強盜盜等の如き殆んど犯罪を以て常業とせるが如き習慣犯者に在つては綺羅を飾り外貌を美にし法網を蔑如するを以て通常とし一朝事犯發覺し圍圍の身となりて後尙は其犯罪に

依て得たる實證の舉からざる以上は該者の衣類物品として當局者然かく取扱はざるべからざるより累犯の窃盜詐欺犯者にして獄中尙身に絹布を纏ひ綾羅を飾るあるも時季の衣服は之を下付せざるべからざるを以て同房者に誇り犯罪巧妙の結果なり得て他を煽動するが如き事實は決して尠なしとせず又進んては當局者に於ても刑事被告人が自衣の豪侈なるを觸目するの餘り矢張前述の通理に陷り他と言語を異にし心竊かに敬愛の情を抱くが如きこと是れなき能はざるは事實の免かるべからざるの數にして紀律保維上に於て尠からざる支障を生ずるの虞れなき能はず又一面同房者にして甲は綺羅絹布を纏ひ乙は弊衣破袴を着するが如きは体裁上宜しきを得たるものと云ふべからざるなり又一步を進めて該者の地位名譽を保護すると云ふ點よりするも拘置監は常に外人の往來を許さざるのみならず當局以外の吏員すら容易に之を參觀するを許さざる實況なれば決して在監中の實況を外人に暴露するの虞れあることなし又之を一般貸與服に改むるより生ずる取締上の利益は（其服色の如きは囚人と異にせば可なり敢て撰む所あしと雖も）入監の際又は後日時衣差入等の場合に於て搜

檢上に困難を感ずることなきは勿論衣服領置の取扱上に手数を要せず且つ貴賤貧富の差より生ずる取締上の不權衡を防ぎ疑獄覆面等の要も尠かるべし最後に時衣交換上に至大なる便宜ある等決して尠なしとせず加之ならず既に其自辨着用に不便なる臥具は總て之を貸與するにせは獨り衣類に限り之を自辨自衣に置くの必要あらんや既に此點に就ても貸與制の利便を説明するを得べきなり然れども只費用の増嵩は予輩之を好まずと雖も刑事被告人衣類を貸與制に改められたれば如何かあらん前述の利益は以て此増費を償ふて餘りあるものあらん取て當局者の反省を請ふ

雜錄

●監獄則施行細則改正當局者の

私見 (承前)

十二、作業科程は一等乃至五等とし必要あるときは等外を設くる事及び科程を付し難き炊夫掃除看護理髮等の作業に使役するときは其服役時間を以て一日の科程とする事 本項は別段耳新しき事に之

れなきのみならず現行の儘なりと雖も元來現行監獄則及施行細則に在つては獄治上重大なる事に就て往々遺漏の缺點なきにあらざるより種々の訓令内訓等を以て補足したるもの尠なきにあらざる而して亦其反對に甚だ輕易なる事項にして明かに明文を以て往々典獄が手腕を掣肘するが如き規定なきにあらざるは識者の夙に是認する所にして當局者の間には是非の論多し現に本項の如きは其一にして現に内務大臣の訓令を以て爾かく行れつゝあり然るを明かに施行細則中に明示するを要するとの意見にして其作業を指定するに當りても役囚の年齢健康、狀態、犯罪、將來の生計等を斟酌すべきことを明示せられたるは至極肯綮を得たるが如し

十四、外役囚は一組十人以上二十人以下及之れが戒護官吏の割合例を廢し外役は片道一里に限り其以上に涉り假監を設け外役せしむるを要するときは内務大臣の認可を経せしむべき事及び外役囚往復の通路は人家稠密の地を避けしむべき事 外役囚戒護官吏に規定を設くるが如きは到底杓子定木の規定にして實地の模様狀況等に依り斟酌増減を要するは勿論隨て現行の規定尙實際に行はれざる向多きは事實にして施行細則が其總ての場合を豫測し能はざるは寧ろ當然なるが如し故に改正案は之を廢し機宜に應ずるの餘地を與へたるは予輩之を正當なりと信す

前日の科程外工錢の給與を以て満足するが如き不都合を招くの虞れなき能はず去れば今日實際に於ても現に月計積算法に依り就役日數を以て除し科程の可否を調査することとなり然れば改正案は明文を以て當局者の間に前述の如き疑ひなからしめんことを期したるに過ぎざるなり

十五、科程の可否は總て月計とせられたる事 是は兼て議論ある問題にして現行則の如き科程外工錢を多く給與する規定あるに於ては尙更科程の可否を月計にするの必要あり何となれば若し之を日計計算とせんか種々の弊害生じ前日は非常の勤勉を以て多くの科定外を爲し翌日は其餘弊として懦力を惜み科程の作業すら尙之を了せざるが如く差引

十六、在監人の起床より就寢に至る迄の動作時は豫め之を定め内務大臣の認可を受くる事及び作業に關する服役時間并に科程工錢高を記載したる作業表を各工場内に揭示すべき事 元來現則の如き在監人動作時限を畫一にし全國之に準據せしむるの規定は一應歸一せしむる上に於て洵に必要あるが如しと雖も作業種類并に全國季候に差異あるが如く經緯度の關係に依り時間に多少の差異あるは到底免かるべからざるの數にして畫一の動作時限表なるもの果して實際に服行せられつゝあるやは實に疑問にして多少の斟酌流用あるが如し故に改正案は全然一定の時限表は斷然之を廢し各府縣毎に適宜之を定め豫め内務大臣の認可を受くべきこととせられたるは洵に正當なりとす、而して各工場に服役時間、科程、工錢高を掲載したる作業表

を揭示せしむるは要するに役囚をして周知せしめ併せて獎勵の方便に供せしむの主意に出でたるものにして現に何れの監獄に在ても服行しつゝある所なれば更に茲に喋々を要せざるなり

十七、工錢告知は毎月の首に於てとありしを十日迄とせられたる事 給與工錢の告知は現行則に於て毎月首とあるも各地區々に出で翌月二十日以後に至り未だ告知を了せざるあり要するに工錢調査の不整理なるより時日遅延し却て役囚より告知を請ふが如き失体は往々予輩の見聞する所にして當局者の罪に相違なしと雖も大は以て官權の威嚴にも關し不都合からざるを以て翌月十日迄と限りたるは當局者の調査をして遅緩ならしめんとの意に出たるものなるが如し

十八、在監人に貸與する衣類の着用着節を定めたる事 改正案は通常服就役服とも左の季節に貸與期を定めたる事

一 單衣	夏季	一枚
一 拾	春秋二季	一枚
一 綿入	冬季	一枚
一 襦袢	春秋冬三季	一枚

是は一應其貸與着用季を一定にし區々に出づるの弊なきが如しと雖も全國地方に依り寒暖を異にし甲乙其季節を書一ならしむると云ふが如きは少しく實際に行はれ難き場合なきにあらざるべし譬は北海道青森縣の如き寒地と四國の南端、九州の南陲鹿児島沖繩縣の暖地と同一時季にあらざれば貸與を許さずと云ふが如きは書一を圖ると云ふ上よりは身体健康上に異狀あらざるなきか又一面之を春夏秋冬の四季に別つと雖も太陽曆に依れば果して春夏の交は何れにあるや秋冬の區別は何月何日を以てすべきや等の疑問生し又之を統一ならしむるの必要生せん故に予輩は事ろ現則の如く貸與の季節を當局者に任せらるゝの至當なるを信ず

十九、入浴の度數は地方の狀況作業の種類に依り便宜定むる事并に水浴せしむるを得る事 現則入浴度數の規定は予輩嘗て究屈に過ぎ寡少に失するとは本誌に之を論じたることあり今改正案は作業の種類土地の狀況に依り便宜定むるとの規定は操縦の自由を與へられたるものとす亦衛生に妨けなき限り水浴を許すことを得とは是又機宜に應ずるの好案として之を賛成せざるを得ず

二十、傳染病患者の看護は臨時看護人を備上げ從事せしむることを得る事 傳染病患者の看護に囚人を使用するを得るや否との議論は監獄社會の問題にして甲は一個の作業として科するものなれば差支なしと云ひ乙は苟も感染の虞れある人の最も嫌忌する性質の病者の看護に強て使役するが如きは刑罰執行の目的以外に苦痛を感せしむるのみならず或は結果生命を疾病に殞さしむるの不幸を招くに至るの憂ひなき能はざるより強て傳染病患者の看護に使役するは失當なりと云ふにあるが如し予輩は事ろ乙論者に同意を表するものにして改正案亦此主意に出たるが如し又以て前日の疑問を解くに足らんか

く園圖の露と消へんこと尙に最大の不幸なるに於てをや故を以て如何に法律の制裁を受けつゝあるものと雖も法律は此死別の場合に於て特に之を親屬に通知し面會の餘地を與へたるものにして寔に法定の恩恵に出でたるものとす

廿一、危篤の病者あるときは其旨を親屬に通知すべき事 是れ又今日實際に於て行ひつゝある所に於て要するに吾人が頻死臨終の際に當つては親戚同胞の悲嘆するは勿論頻死者自らに在つても父母同胞を追懷するの至情禁する能はざるのみならず到底餘命を全ふする能はざるの觀念より孤兒の養育後事を依頼せんことを欲する等の情切なるは人事の常、況んや妻子同族の看護を受くる能はず空し

廿二、行狀調査規定改正の件 明治十五年四月内務省監獄局長通牒已決囚實譽勸査内規なるものは實に舊監獄則時代の内則にして往々不適法の箇所あり改正を要する箇條尠からざるは當局者の共に認むる所にして其筋に於ても早晚改正せらるべしとは予輩の希望する所なりしか今其改正の成案なりと云ふを聞くに實に左の如くにして施行細則に明文を以て規定せらるゝ見込ありと云ふ

一、囚人の行狀は左の調査期に依り觀察すべし
二期第三期及終期を各四分の一とす
二期第三期以上は五期に分ち第一期及終期を各四分の一とし第二期第三期及第四期は四分の二を三分して之に充つ

三、無期徒刑及舊法懲役終身囚は十五年、無期徒刑は五年、有期徒刑は三年を四期に分ち第一期

を其三分の一とし第二期第三期及第四期は三分の二を三分して之に充つ

四、刑期二十年以上に渉る者も亦前條に依り十五年を四期に分つ

數刑を有する者は通算して一刑と見做し勘査期を算出す

ろ、受刑中別に異動を生じたるときは前條に依り勘査期を變更す

勘査期の變更を爲したるとき既に行ひたる賞譽新勘査期に相當せざるときは之を消滅せしむるものとす

は、初犯の囚人情狀惻諒すべき者にして行狀の善良なるときは「イ」項第一號に該當する者は第二期迄第二號第三號に該當する者は第三期迄の勘査期を各二分の一に短縮することを得

に、勘査期を算出するに當り奇零の日數を生じたるときは第一期に算入す

は、刑期一年未満の囚人刑事被告人懲治人及別房留置人の行狀は勘査期を分たす適宜の方法を設けて勘査すべし

へ、在監人の行狀は概ね左の事項に依り看守又は女

籍を召集し身分帳行狀錄に依り行狀を審議し自ら之を判定すべし

ち、賞譽は一期間中獄則を謹守し作業に精勵し且眞心改悛の狀顯はれ他囚の範範となるべき行爲ある者に對し、「イ」項第一號に該當する者は第一期第二期の兩勘査期同第二號乃至第四號に該當する者には第一期第二期及第三期の各勘査期經過後十日以内に於て一回宛之を行ふべし

若し賞譽すべき一期に際し尙行狀觀察を必要とし前項期限外に賞譽せしときは其賞譽の日より更に一勘査期に當る日數を經過するに非ざれば再び賞譽することを得ず賞表を覆奪したるときは其覆奪したる勘査期及次の勘査期を經過するにあらずれば再び賞譽することを得ず

い項第三號、第四號に該當する囚人にして各勘査期經過後賞表三個未満の者は第四勘査期に相當する期間を以て遞次勘査期を設くべし

り、刑期一年未満の初犯囚にして前項第一に該當する行爲あるときは刑期の半を經過したる後一回賞譽することを得

ね、賞譽を行はんとするときは典獄は身分帳に依り

監取締をして觀察せしめ行狀觀察錄に記入し十日に一回之を看守長に提出せしむべし

獄則及規律の遵否に關する事項

親屬及故舊に對する思念に關する事項

教誨及教育に關する事項

作業に關する事項

衛生に關する事項

看守長は看守又は女監取締の提出したる行狀觀察錄を參酌し自己の意見を定め一ヶ月に一回身分帳行狀錄に記入すべし

左記の事項は一勘査期經過の日に於て監獄書記之を取調べ身分帳行狀錄に記入し典獄に提出すべし

賞譽の種類度數

處罰の種類度數

科程外を爲したる日數

科程を了らざる日數

食費の償否

貯蓄工錢

工錢の費途及其金額

と、典獄は各囚人勘査期の終りたる日に於て監獄書記看守長監獄醫教誨師看守部長及看守又は女監取締

審査し監獄書記、看守長、監獄醫、教誨師、看守部長及看守又は女監取締を會同し之に對する意見を諮問すべし

る、懲治人にして行狀善良なる者は前數項に準し賞譽することを得

廿三、賞表は巾一寸長三寸の紺色の布を用ゐる各個五分を隔て横に縫着せしむる事 現行の賞表は淺黄色にして懲治人別房留置人の衣服と全色なるを以て往々不都合なる場合あり且數個を有するものに在つては曲尺方二寸の布を接續縫着せしめ一見何個を有するやを識別し難く体裁上宜しからずとの旨趣より巾一寸長三寸の紺色として各個五分を隔て左袖肩臂間に縫着せしむることとせられたり

廿四、處罰中父母の喪に遭ひたるときは三日間懲罰を免除する事 處罰中父母の喪に遭ひたるときは懲罰を猶豫すべき否やに就ては從來當局者の間には是非の議論あり未だ歸一したる規定なきに原因するものにして或は猶豫を與ふるあり又或は然かせざるあるが如し右は理論上是非の如何は姑らく措き如何なる惡漢無賴の徒と雖も親子の至情決して異なることなければ是は三日間其懲罰を免除する

ことしせられたるならん云々 (完了)

監獄製品販賣手續に就て

監獄作業より生ずる各種の製造品販賣上の事に就ては世間既に種々の風評あり當局者は常に之を憂ひ製造品注文規程製造品販賣規定等の定めあり製造販賣共に監督長官たる典獄の命令あるにあらざれば之が製造販賣を許さざることもなるに拘はらず種々の弊害の其間に生ずるが如きあるは予輩の平素斯道爲め憂慮する所にして先年内務大臣の訓示、獄務概則中にも之を矯正せんが爲め監獄官吏の監獄製品購求及注文に關しては豫め規定を設くべきことを命ぜられたるに依て見るも實に明かなる事實にして當局者は最も此主旨を奉體せざるべからざるは勿論可成世評を招くが如き事實なきを要す從來監獄製造品購求及注文の實況を見るに往々同一物品にして甲乙其價格を異にし又或は注文時日の先後を顛倒し製出するが如きあるは予輩の實見する所にして或は其事實に於ては材料購入時價の差異あるより勢ひ甲乙價格を異にし役囚の巧拙手藝の如何に因て作出の時日を相先後するが如きことあるは到底免かるべからざるの數なるが如しと雖も監獄製品とし云へば世人多

くは監獄吏員の手を經由するにあらざれば殆んど其購求及注文を敢てする能はざるが如き感想を抱ける者多きより勢ひ種々の世評を招くに至るの恐れなき能はず是等は當局者の最も嫌疑を避くるに勉めざるべからざる事項にして何れの當局者とも雖も諸事改良の今の時に當て私曲なきは勿論なりと雖も今少しく販賣の手續を公開し世人をして疑惑を解かしむるの方針を以てせられんことを望む、販賣の公開とは監獄製品販賣には總ての需用物品を購求すると同一方法即ち公けの入札法を以てし世人をして荷も監獄製品を購求せんとするものは豫め公告したる定日或は臨時豫定の日を以てし其注文に係るものに在つては注文時日の先後を準とし甲乙販賣價格を異にするが如きことは斷して是なからしめんことを要す而して尙之が均一を計らん爲め注文品に就ては材料及工錢を算出計算したる下調を參考とし豫め四五の評價委員を定め典獄を其長とし當局以外の責任ある官吏を之に參與せしめ委員の評決を以て販賣代價を確定することとし評價委員にして自己の注文に係るときは評決の數に加らしめざるは勿論評定したる價格は即ち注文人に於て異義を許さざる確定販賣價格とせん

等右等の風評を防ぐの手段として將た監獄費の幾部を償はしむるの方法として最好方便なりと信ず彼の從來の如き諸需用品は總て入札を以て購買せるにも拘はらず製品販賣に限り材料工錢の實價を以て販賣するが如きは監獄經濟よりするも右等諸種の弊害ありと世人をして疑はしむる點よりするも予輩意見の公平且利益なるを信ず、當局者幸に此方法を採用しつゝあるか又採用せられあらざる地方は爾かく改むるの要ありや如何

監獄報掲載事項の撰擇

各縣監獄に於て發行し相互に交換しつゝある監獄報なるものゝ當初發行の目的とする所は各監獄の間に施行しつゝある獄務上の例規及び事務の取扱例等を彼は參考せん爲め互報の煩を省く的主旨に出でたることは將に疑ふべからざるの事實にして予輩が平素監獄報なるものに就て各監獄の事情を知得するの便宜あるは其都度寄送の榮を得るの然らしむる所に於て深く感謝する所なり然れども予輩をして忌憚なく云はしめば往々此監獄報なるものゝ内に就き看守押丁の懲罰々俸に處せられたる者の辭令を以て其一二頁を費やせるものあるが如し是等も均しく一般の

辭令記事として掲載する敢て不可なしと雖も各監の間に此懲罰辭令の如く掲載せらるゝは被懲罰者の不名譽たるは勿論其監獄の爲に取ても甚だ名譽の表彰たる能はざるものあり加之ならず懲戒免職を除くの外一片の過失懈怠に依て懲罰に處せられたるものゝ如きは強て甲乙の間に互報を要する程の事にあらざるべければ是等は可成監獄報より削除せられんことを去れば連予輩は強ち秘事に屬すべき性質のものとは認むる能はずと雖も監獄報發行の旨趣よりするも少しく其登載記事に注意を加へられ荷も實務上の參考となるべき内訓、指令、通牒等當局者の服膺し平素心得置かざるべからざる種類の事項に就き遺漏なく掲載せらるゝ方針を以て今少しく監獄報なるものゝ價值を高められんことを聊か婆心ながら斯くは物しぬ

乳兒携帯の制限法を望む

監獄則第七條に曰く在監の婦女其子を乳養せんと請ふときは之を許す云々と予輩本條の精神を研究するに親子の至情より自己の嬰兒を自ら鞠養せんと欲するは人生の常情にして其母在監者たるの故を以て悉く之を他人に托し乳養せしめざるべからずとせんか

其資産の豊かなるものに在つては敢て難事にもあらざるべけれども其貧困なるものに在つては到底其餘裕は望むべからざる事に属すべければなり然れども以上の理由よりするも他に其子を鞠養すべきものゝ有無をも穿鑿せず在監婦女の請ふがまゝに之を許すが如きは條理を得たるものにあらざるのみならず其乳養期は或は止むを得ずとするも其満三年に至る迄と云ふが如きは甚だ長きに失し却て無垢善良の嬰兒をして監獄を以て常住の社會視せしむるが如き嬰兒の不幸憐むべきもの多し況んや滿三歳前後と云ふ年齢は既に別段乳養を要せず通常の哺食を以て足れる時期なるに於てをや去れば何れの點より之を考察するも監獄則第七條の規定は之を改正せざるべからざるなり加之からず尙其他の不都合には携帶乳兒には別段食糧の規定もなし最も母の乳養を以て足れりとする理由に存するが如しと雖も實際に在つては果して乳養のみを以て足るべきにあらず或は種々の名稱を付し食物を給せるもの多し是れ全く法の不備缺點にして監獄の不利決して尠少にあらず左れば携帶乳兒は全然之を廢すべきこと予輩の希望なりと雖も若し他に鞠養すべき相當の親屬なき等特別の事情あ

るものは之を許すも強て差支なしと雖も滿三歳迄の規定は餘り長きに過ぐ故に特別の事情ある場合其満一年と限られんことを望ましかれ

監獄彙報

●内務省の提出案

内務省より第十議會に提出せんとする法案は監獄建築補助法、道路法、土木補助法、土地収用法改正案、基金法、巡查看守恩給法、新聞紙條例改正案、阿片法、國有財産法、砂防法、傳染病預防法、墮埃掃除法、下水法、集會政社法及遺失物取締に關する法律頗る多き由なるが其内道路法の如きは已に一旦閣議を經由したるものにて監獄建築補助法案は數ヶ月以前に法制局へ提出し阿片法及新聞紙條例改正案は此種法制局へ廻付し傳染病預防法、土地収用法改正案、下水法、砂防法等の各案は目下審議中に屬し國有財産法、基金法、土木補助法等は已に提出するまでに運び居る由巡查看守恩給法、墮埃掃除法、遺失物取締に關する各法案は當期議會へ提出すべきや否や未だ何等の議もなき故何れとも決定せず又以上各法案の外に特別市制廢止に關する件、集會政社に關する件等は近々閣議を盡したる上何分の決定を爲す都合なりと聞く

(東京日々新聞)

●囚徒烟禁の結果

臺北の陸軍假監獄へ本年一月一日より三月二十八日まで入監したる

土人の囚徒は三百九十六人にて入監後彼等に阿片の服用を禁じたる結果如何を其篇にて取調べたる所なりと云ふを聞くに 三百九十六人中阿片を請求せし人員は九十八人にて 其内阿片を與へざりし結果として僅に苦悶の狀を呈せる者(但三日間)三十九人、腹痛嘔吐衰弱して喫食せざる者(但三日間)十一人、終日大聲を發し腹痛流涕流涎苦を訴へ連日斬首を祈るもの(但四日間)四人、終日大聲を發したるも僅に喫食する者(但三日間)六人、別に苦悶の狀を呈せざる者三十八人ありしが要するに吸煙者は大抵三日間種々の狀態を以て 苦痛するも第三日若くは第四日より漸次快復して 苦悶減少し喫食せざる者も喫食して體態に復し夫よりは別に阿片を請求する者も無く 又之が爲めに絶へて一人の死亡者も出ざりしよし

(自由新聞)

●外國人と本邦監獄

改正條約の實施、内地雜居の期日も追々切迫し來るに就きて司法行政等各般の制度にも幾分の改正を要するに勿論なるが茲に最も奇なるは監獄内に於ける内外人の待遇に付 内國人は穀食人種なるが故に麥飯にても宜しきに外人は肉食人種なれば 麥飯にては如何あらんとの議論々東京新聞紙上に顯はるゝ一事にして 眞逆に外人なればさて監獄内にきて ビフテキやカツレツの饗應あるべき謂はれもなく通常は麵包も本より外に一品も供給せざるを例とするとなれば 麥飯に一椀の汁にてもあらば結句古語を唱らして 感謝することなるべく去る餘計なる心配は一切無用ならん 併し外國人の最も困難を感ずるはシャヲを穿ること能はざるの一事なり云々其道に精通せる人は語れり

(橫濱貿易新聞)

●西郷南洲の叔父

殺氣嶺山に横ばりし西南の變亂に際し敵の隊長として 西郷隆盛を輔

●推原國幹翁の消息

前號に記せし如く去明治十年西南の變亂に際し 本縣監獄等に收禁されし故西郷南洲翁の叔父推原國幹翁(鹿児島市加治居町二百五番戶居住)及び飯平禮吉兵衛翁より本縣看守長佐藤勝治氏の許へ郵送されし消息は左の如し

拜啓往事御地に於て袖を分ちしより茲に殆んど二十歳に相成候處貴下には其後御健祥にて于今御勤務被遊候趣き拜承仕一同慶賀の至りに奉存候小生共貴地へ配置留置中は一方ならざる御懇情を蒙り執れも肝銘の至りに付爾來意りなく御消息御伺申上の處俗事に賑はれ知らず誠に今日まで延引に相及び候段誠に汗顔の儀に有之候へ共何卒御諒免の程奉仰候今改めて此に御厚禮申上候借過般御地在留中の入々申合せの上懇親會を開催し和氣洋洋中に舊時を追憶し徒らに今昔の感に忍び策候に付て一同協議の末違きつて貴下に御願申上度儀有之即ち別事に候はす御承知の通り在監中病死したるものは御地瑞鳳寺境内へ埋葬の上香花洒掃の料として金子若干を寄納し置き候へば必定疎略の儀は萬々有之間敷と存じ居り候へ共遠國に隔り居候事さて墓祭の儀も不行届其後何等の形況も承らず流石に懸念の事に考へ居り候に就ては公務御多忙の折折誠に恐れ入りたる次第には有

之候へ共右墓所果して異狀無之や否やの處詳細御取調べ現況御報知
被成下權相叶間敷設小生共總代として右只管奉懇願候儀具
右に依りて猶等當時の一味黨が日頃如何に其義を重じ居るやを知る
に足らん又佐藤看守長は、衆等が特赦放免となりて歸郷するに際し該
墓所の管理方を依頼されしことにて、爾來自家の墓地同様に取扱ひ來
りしこと云ふ
(東北新聞)

●上海日本領事館の珍事

去る十九日の朝上海の日本領事館員が、執務せんとする時に當館内の
監獄看守係しく駆け來り只今年の鐘を破りて二十人以上の囚徒逃走
せるを發見せり云ふ報に接し、館員は大に驚き早速現場に至りしに
看守の告げし如く囚徒の中女十六人、男十人不足せり依て直に逮捕の
手續を廻らしたりと支那ガゼットに見ゆ

監獄法令

●内務省訓令 明治二十九年十一月二十五日
警視廳府縣 東京府 集治監 北海濱集治
監を除く

典獄看守長看守服裝規則

第一條 典獄看守長の服裝を分ちて正裝、禮裝、
常裝の三種とし看守の服裝は分ちて正裝常裝の
二種とす
第二條 典獄看守長の正裝とは帽、衣、袴、肩章、

も之を着用することを得

- 第十條 典獄看守長及看守の甲種外套は雨雪の際
又は防寒の爲めに用ゆるものとす但儀式祭典の
場所及上官の室内に於ては此限りにあらず
- 第十一條 雨雪の際は典獄看守長看守の乙種外套
は甲種外套の上に用ゆるものとす但時宜に依り
乙種外套のみを用ゆるも妨けなし
- 第十二條 雨覆は雨雪の際外套に付着して用ゆる
ものとす
- 第十三條 日覆は炎暑の際之を用ゆるものとす
- 第十四條 監獄看守長の刀は室の内外を問はず上
部の鑲を刀帶の釣金に掛くるものとす
- 第十五條 午套及下襟は何れの服裝に在ても白色
のものを用ゆるものとす
- 第十六條 靴は長短の二種とし黒色革製とす
長靴は雨雪泥濘のとき短靴は其他の場合に於て
用ゆるものとす但長途の旅行外役因護送等の場
合に於ては鞋脚絆を以て靴に代用することを得
- 第十七條 外套を携帯するには附屬品を内に納め
適宜捲收し兩端を結束し左肩より斜めに右腋下
に掛くるものとす

刀、正緒、手套、下襟を着裝するを云ひ看守の
正裝とは帽、衣、袴、肩章、刀、手套、及下襟
を着裝するを云ふ但夏衣夏袴は正裝に用ゆるこ
とを得ず

第三條 典獄看守長の禮裝とは帽、衣、袴、刀、
正緒、手套、下襟を着裝するを云ふ

第四條 典獄看守長の常裝とは帽、衣、袴、刀、
常緒、手套、下襟を着裝するを云ひ看守の常裝
とは帽、衣、袴、刀、手套、及下襟を着裝する
を云ふ

第五條 正裝は儀式祭典等總て大禮服着用の場合
に着用するものとす但典獄に在ては大禮服を着
用するも妨けなし

第六條 禮裝とは通常禮服着用の場合に着用する
ものとす

第七條 常裝は平常勤務の際着用する所の服裝と
す

第八條 夏衣夏袴は炎暑の際(但六月一日より九月末日)
着用することを得るものとす但夏衣を着用する
ときは夏袴を着用すへし

第九條 夏袴は炎暑の際正裝を除き何れの服裝に

附 則

第十八條 本令は明治二十九年勅令第三百六十六
號に定めたる制服を着用するものに適用す
●勅令第三百七十五號

臺灣總督府巡查及看守俸給令

第一條 臺灣總督府巡查及看守の月俸は左の如し

- 一級 十圓
- 二級 九圓
- 三級 八圓

第二條 巡查及看守勤績滿五年の者には月俸十二
圓滿七年以上の者には月俸十五圓を給すること
を得

第三條 巡查看守教習所に於て職務教習中の者に
は月俸八圓を給す

●勅令第三百七十六號

臺灣總督府巡查及看守手當支給規則左の通改正す
第一條に左の一項を加ふ

巡查看守教習所に於て職務教習中の者には手當
を支給せす

●臺灣訓令第七十四號

縣 廳

島 廳

臺灣總督府看守採用規則左の通相定む

明治廿九年七月廿一日

臺灣總督 子爵桂太郎

臺灣總督府看守採用規則

第一條 看守は試験の上採用す但司獄官警察官たりしもの並に看守巡查の精熟證書を有する者及陸海軍下士又は其適任證書を有する者は体格検査のみを行ひ技藝の試験を爲さずして採用するを得

第二條 看守志願者は品行方正年齢二十一年以上四十五年未満にして徴兵に相當せず且左の諸項に抵觸せざるものたるへし

- 一、重罪の刑又は重禁錮の刑に處せられ若は同上の刑に處せらるへき罪を犯し單に監視に附せられたる者及び輕禁錮の刑に處せられ滿期後五年を経過せざる者但舊法に依り施体の刑に處せられたるものは總て本文の權衡に準ず
- 二、賭博處分規則に依り懲罰に處せられたる者
- 三、看守巡查懲罰令又は官吏懲戒令に依り免職せられ若くは故なく看守を辭職し二年を経過

せざる者
四、身分相應の負債ある者又は家資分散者たるの宣告を受け未だ復讐を得ざる者亦是從前身分限の處分を受け未だ辨償の義務を終らざるもの

五、酒癖又は暴行の癖ある者

第三條 看守体格の検査は左の諸項に適合する者を以て合格とす

- 一、身長五尺一寸以上体質善良にして胸圍約身長半に等く呼吸縮長の差一寸以上の者
- 二、兩眼共に視力三分の二以上にして辨色力完全の者

三、聽力六尺距離に於て低語を聽識し得る者

四、言語應答明瞭にして充分の發聲に堪ゆる者

五、精神完全なる者即精神病及神經病（鬱憂癲狂癡癡及舞踏病癲癲）等の病なき者

第四條 看守技藝の試験は左の諸項に適合する者を以て合格とす

- 一、刑法刑事訴訟法其他に關する大要に通する者
- 二、普通往復文及申告書を作り得る者

三、加減乗除を爲し得る者

第五條 看守の試験は司獄官二名以上立合の上之を施行する者とす

第六條 看守に採用すへしと定りたる者は試験官をして左の諸件を宣告せしめ誓約書を徴すへし

- 一、看守たるものは官吏服務規律を格守すへきは言を俟たず常に上官の命令を遵守し勤務中は勿論勤務に服せざるときと雖ども政治の是非得失を論評するか如きこと決してある間敷事

一、看守たる者は在監人と相押昵するか如きことなく職務上に於て負擔する百般の責務は嚴正忠實に之を踐行すへき事

一、看守たる者は一旦奉職の上は他念なく職務に従事し一身の故を以て辭職するか如きこと決して有間敷事

一、看守たる者は自身は勿論家族に至る迄専ら品行を正くし看守たり又其家族たる体面を汚損するか如き所業決してある間敷事

誓文

（誓文は内地の分と差異なし只五ヶ年の誓約期限は三ヶ年の期限たるのみ故に略之）

第七條 本則を施行する方法細目は縣知事島司之を定め民政局に報告すへし

臺灣訓令第百十九號

縣 廳

臺灣總督府巡查看守夜勤食料支給規則左の通相定む

明治廿九年八月廿日

臺灣總督 子爵桂太郎

臺灣總督府巡查看守夜勤食料支給規則

第一條 夜勤の者へは一夜食料金十錢を支給す

第二條 夜勤とは見張巡回看守等勤務のものを云ふ

第三條 内勤事務に従事する巡查看守にして夜直の者へは一夜食料金五錢を支給す其徹夜勤務せしめたるものは第一條に準據す

臺灣訓令第百十四號

縣 廳

臺灣總督府看守押丁にして左の各項に該當する者は明治二十九年（七月）訓令第百十九號警察賞與規

則に據り功勞の適度に應じ金二十五圓以下を賞與すへし但看守長其他戒護の事に従事する者にして功勞著しき者は本令に準し賞與することを得

(但書戒護の事務に従事する者云々は公報原文の儘記したるも恐らくは従事せざる誤りならん)

- 一、反獄を幇制するに當り其功勞著しき者
- 二、自己の監守に非らざる在監人にして逃走する者を捕獲し其功勞著しき者
- 三、監獄内の水火風震及流行病に付其功勞著しき者
- 四、自己の危難を顧みず在監人の生命を救援したる者

明治廿九年九月十三日 臺灣總督 子爵桂太郎

臺灣訓令第二百二十七號 縣 廳 島 廳 憲兵隊本部

拘留又は科料に該るへき犯罪即決處分手續左の通相定む

明治二十九年十月二十二日 臺灣總督 男爵乃木希典

拘留又は科料に該るへき犯罪即決處分手續 第一條 警部巡查又は憲兵下士卒に於て拘留又は科留に該るへき犯罪の現行を認めたるときは住所氏名年齢身分職業を聴取り其所爲拘留又は科料に該るへき犯罪なることを申聞け之を放遣し警部巡查は管轄警察署長若は分署長憲兵下士卒は管轄憲兵首部長若は支部長屯所長に告發すへし但住所氏名分明ならざる者又は逃亡の虞ある者は直に引致することを得

第二條 被告人を引致し又は呼出したるときは被告事件の陳述を録取すへし但便宜始末書を徹し其録取書に代用することを得

第三條 犯罪の事實明確なる者は其録取書又は始末書を要せず直に即決の言渡を爲すことを得呼出に應じ出庭せざるるとき亦同し

第四條 再犯加重は地方法院管轄を以て其區域とする

第五條 科料金の假納を要せざる者は刑法第三十條の例に依り取扱ふへし

第六條 即決言渡書は巡查憲兵又は脚夫をして送達せしめ受領者の證印を取り置くへし但送達を江湖人士の唱道せし處なりしが社會の進運は其制定を促し今や第三百六十號勅令の發布を見るに至れり惟ふに司獄官の威嚴は之より揚り獄政の上に一大光彩を添ゆることは正に信じて疑を容れざる處斯の道の爲め實に慶賀すべき盛事なり然り而て右服制中單り監獄書記に對して之が制なきは大に理由の存する者あるべしと雖も抑も監獄書記は地方官制第三十六條の成文に依り監獄支署長たり且亦典獄に於て事故欠勤の場合には其事務を代辦するの定規あり然に之れが服制の定めなきは實際其局に當り不都合の感なき能はず典獄其署に在るの日は金色燦爛として威嚴犯すべからざるの服制以て彼れ囚人に接し一朝事故欠勤の曉之れが代理官たるものは平衣素服風威揚らず如何に嚴肅以て其身を持するも彼れ囚人の感情果して如何ぞや況んや監獄支署の下看守長の在るあらば其不權衡も亦管ならず一は服裝肅然威儀整整たるにも不拘其署の長たる書記其者は素衣平服威容の見るべきなし夫れ威嚴備つて初めて命令嚴肅なるべきのみ殊に北海道集治監の分監長に於ける已に之れが制あるを見る監獄支署長及典獄代理官たるべき上席書記にして服制の必要あるより之を推すも事實の上

寄書

司獄官の服制に付て

神港 無名士

司獄官の服制に付ては往年より斯道の一問題として

より之を見るも毫も疑を存せざる處なり尙ほ歩武を進め充分に無名士をして氣煩を吐かしめんか書記一般に服制の設けあるを望む者なり乍去こは後日の問題として暫く之を措き今爰に發布の勅令に依り其代理官たり亦支署長たるの威嚴を維持するの策を講せんとする者なり其策たるや素より無理押付の論旨たるを免れざれども鄙見に依るに右代理官及支署長たるべき書記に對しては一般看守長を兼官せしめ執務中兼官相當の服裝をなさしむると云ふにあり果して然らんか其局に當り事を理する敢て不都合を感ぜざるのみならず威容備り能く其資格を保ち監獄紀律の嚴正を維持するの上に於て間然する點なきは正に信じて疑はざる處世の識者以て如何となす伏して明教を仰ぐ

●行政整理委員諸君に望む

松方首相は過般地方官を召集し政針を訓示せられたること並に其際樺山内相も亦之を地方官に繰演せられたる要領は既に諸新聞雜誌等の紹介に依て世に公けにせられたるを以て將來施政の傾向を畧了するに足る而して新内閣は第一着に行政整理委員を設け大に革政を斷行する意向なる由にて右整理方の總裁に

大隈外相副總裁には清浦法相之れに當り委員には法制局長官内閣書記官長を始め各省次官局長等に決定せられたり這回の改革は消極の方針にあらすして積極的一大變動を見るに至るべしと果て然らば此際整理總裁以下委員諸君に向ひ一言にて切望せざるべからざるものあり何んぞや獄制の事則ち是れなり抑も行政機關中最も長息の進歩を採らざれば他の機關と權衡を保ち難きもの今日の實況に於ては監獄なりと云ふこと何人も是認するならん

夫れ監獄の進否は國際上に直接の關係を及ぼし行刑の適否は國威の興衰に影響するは新たに説明の要なし今や對等條約の締結は諸強國とも已に完了し内地雜居の期將に切迫するに當り一日片時も緩みすべからざるものは監獄制度の進運なりとす此の時に當つて新内閣は行政制度に一大革進を斷行せんとして之れが整理總裁に外相副總裁に法相を充てられたること斯道の爲め慶事の兆たるを信じて疑はざるなり何んとなれば外相と云ひ法相と云ひ獄事に關係厚きこと前陳の如くなるを以てなり加ふるに清浦法相に在ては獄事改良家として由來隨一の先鞭なるは法相自身の許すところにして世人之を認むる所なり聞

く所によれば這回の改革は徒らに政費を省き諸政の機關を縮小するにあらずして或點には非常の減殺を加ふると共に必要の點には反て大に増擴を施す方針なりと果て然らば現今監獄の程度縮増何れの方位に在るや識者を待たずして下知するを得べきなり聰敏なる委員諸君此際大に明斷果決あらんを切希す

●教誨を論ず

三池 筑 峰 生

茲に論ずる事項は概ね陳腐に屬するを免れずと雖も聊か時事に感ずる處あり請ふ讀者之れを諒せられよ

我監獄が往時幼稚なる牢屋主義の時代より今日の狀態に達する迄僅々廿有餘年の短日月間に於て實に著しき長足の進歩をなしたりき其經過變遷の中に就て吾人の最も記憶すべき事項は即ち改良感化の最良機關として監獄内に教務所を設置したるの一事にあり之れ誠に我監獄沿革史上特筆大書すべき一大革新の明星なりと若し夫れ監獄をして實だ懲戒一偏の主義ならしめんが平凡素より云ふに足らず苟も他に何て

誇るべきものあるは即ち感化主義の金冠を抱持するに由るのみ然り然らば將來監獄をして益々其位置を高め愈々事業を神聖ならしめんには務めて教誨の振興發達を企圖するの最も緊要なるべきを信ぜざるなり然り而して熟々各監獄教誨の現狀を窺ふに何れも寂として振はす形式上僅かに存在するの觀あり加るに近來の趨嚮概ね外形の手段を以て感化上無限の効あるものと認むるものゝ如し蓋之れ方今現金主義の風潮に沈酔したる迷信に外ならず何んとなれば外部の手段即ち懲戒其他のものは法律の權威及命令に依り其服従を要求するを以て其効果著しく眼前に顯然たりと雖も之れ唯だ外部の服従に止まり衷心其然るや否やを保す可らず或は外面柔順を表すと雖も其内部は却て邪惡化す可らざるものあり現に長期囚若くは再犯以上の囚人が多くは柔順にして且つ規則を遵守するの實あるは之れが好例證にあらずや其改悛の狀あるは唯だ外形然るのみ若し法律の威力を離れ強制の範圍を脱せば忽然として復其惡性を恣にするに至るあり之れに依て之れを觀れば専ら外部の機關のみ膨脹せしむるの結果却て偽善者を作爲するの弊源たるを免れず凡そ感化あるものは實に靈妙なる正誨の

氣あるを要す此の原動力なきもの如何で人を感化するを得ん之れに反し死せる方畧方便を以て活ける人心を變化せんとす尙ほ木に依て魚を求むるに同じ誰れか其愚を笑はざるものあらんや然れども時機に臨んでは教誨の上にも亦手段方便を用ゆるの場合鮮少なからざる可しと雖も神聖なる教誨を以て殆んど器械的俗物と同視するに至ては余輩誠に呆然たらざるを得ず然かも尙ほ教誨師にして俗論に媚び方便の奴隷と成て得たるものあるは抑も何等の痴態ぞや思ふに教誨師の常に容々服膺すべきものは篤く信じて而して敬つて行ひ以て其説く處のものを實施せんとするの忠節之れなり若し之れに反し外面には道義を説き仁愛を語ると雖も其心儀式方便の奴隷たらば誰れか復感化薰陶の功あるを望さんや之れ故に教誨師の眼中決して方畧方便なるものある可らず其四人に對するや教るに正道を以てし論すに至情を以てすべし或は慈仁の源を以て或は同情の至愛を以て或は赤誠の光明を以て彼の暗慘なる悲境に沈淪する罪囚の邪心曲念を一洗し以て圓滿なる希望平和安心喜樂の快境に救済誘導せざる可らず然るに俗論の跋扈は遂に教誨師の思想の範圍を縮少箝制し而して教誨の原動力

たる正誠の氣は殆んど將に消亡せんとす尙も無量無邊の天爵を有するもの勇進奮行以て時弊を一掃するの雄心あるや敢て之れを訴ふ

●典獄以下看守の服制制定を見る

在奈良 洋々 散士

典獄の服制制定看守長以下看守の服制改正に就ては從來屢議論のありし處にして是が主唱者は小河岳洋君にして其の反對者には天下の一寒生なるものありしが輿論の歸する處は服制制定に勢力を加へ愈々回勅令第三百六十六號を以て明治廿九年十月八日公布せられたり今其の服制の模様を見るに海軍に模擬したるものゝ如し誠に我輩獄官吏の爲めに欣喜奮躍す可き事柄なり從來看守の服裝は質素純樸にして巡査の服裝に劣りしが今や巡査と同等にして決して其の下に出づることなしと信ず散士は爰に看守の服裝と巡査の服裝との差異の點を比較し散士が好む處を以て勝れりとして之を掲げん(外見上の比較)

巡査の帽は獨逸帽にして看守の帽は佛蘭西帽なり散士は巡査の帽を以て看守の帽に勝れりと信ず然れども日章の如きは巡査は眞鍮にして密看守は白銅に

して疎なるを以て其の色と疎密は劣るあるも巡査は畧日章にして直徑一寸看守は一寸五分なり故に大小の點に於て巡査に勝るを以て是等は殆ど伯仲の間にありと云ふ可し

巡査の夏衣夏袴は白小倉にして看守の夏衣夏袴は白の雲着なりとす

右の地質は無論看守の地質を以て巡査の地質に勝れりとす卸は看守は櫻花草にして巡査は畧日章なり是亦甲乙なしと思考す

袖章巡査は冬衣蛇腹組黒毛絲小線にして夏衣は卸壹個を付す看守は之に反し白絨の小線を用ゆ

右は無論看守の方を勝れりとす何となれば巡査の袖章は黒衣に黒線を用ゆるを以て一目判然せず之に反し看守は白絨なるを以て一目瞭然たり最も夏衣の時は白衣に白絨を用ゆるを以て判然ならずと雖ども尙巡査の卸壹個を附着するより勝れりと信す而して巡査の冬衣冬袴は紺絨にして看守は黒絨なりと雖ども是等は殆ど優劣なし

巡査の外套卸は眞鍮にして看守の外套卸は大黒角なり

右外套の卸は巡査を以て勝れりとす然れども看守部

長と巡査部長とは共に眞鍮卸なるを以て殆ど大差なし

巡査の肩章は鎖狀組として眞鍮卸壹個を附す之に反し看守の肩章は黄毛絲四條鎖狀組とし銀色の卸壹個を附す

右巡査の肩章は單に丸打黄毛絲線の鎖狀組なるも看守の肩章は黄毛絲四條の鎖狀組なるを以て巡査の肩章に比し細密にして最も美麗なりと思考す

以上の如く比較するときは看守の服裝は却て巡査の服裝よりも美麗なるの感あり故に聊か思ふ處を記すること斯の如し

●洋々散士の水浴論に就き縷々

吉田 徳太郎

洋々散士囚徒に冷水浴を爲さしむるの必要を説て餘蘊なし余輩徒に散士の所論を非とし抗敵を試むるにあらず只だ散士の抱負と意見の異なるものあり敢て卑辞を列ね再び散士の教を請ひ併て何れが是乎非乎大方識者の明斷に訴ふんと欲す

散士の説く所千言萬語に涉ると雖も其要を摘示すれば左の貳個の利益を取得するにありと云ふものゝ如

し
第一 犯罪人の累犯を防遏するの手段たる事
第二 在監囚徒の健康を保持する事
今假りに其要旨とする處此貳個の内にありとし項を別ち申評を加ふんとす

先づ第一に研究すべきは囚徒をして冷水に浴せしめなば果して冷水の苦に恐懼し再犯を警防するの裨たるや否やにあり而して若し此方法に依り再犯以上の累犯を防止する事を得るものとせば余輩散士をして治獄の神と崇敬するも尙は足らずとする處なり何となれば至難的犯罪人改良感化の方法に就ては舊く學者爲政家實務家の腦漿を悩ましつゝある一大問題に屬すると雖ども未だ以て治獄の實果を萬全に奏する事不能今尙は累犯者の續々現出して底止するなきの形勢にあらざるや夫れ當此秋散士の所謂冷水沐浴の方法は果して再犯以上の累犯を防止するの一助なりとせば其行ふの簡易にして治獄上最大の裨益を與ふる而已ならず併て囚徒の健康を保持するの利益を得るものなればなり然り然れども卑見に依れば囚徒をして冷水に浴せしむるが如き姑息的方法を以て犯罪人を感化改良せんとするは抑も末なり是等簡易の方法

に因り犯人を懲怵改良せん事を欲するは卓上一篇の議論にして恰も畑の水練と一般毫も其實益を見ずして終るなきを期すべからず故に余輩は兎戯に類する治獄の方法は須臾く是れを避くるの必要を感ずると同時に速に完全に刑罰を執行するの制度を布かれん事を欲す而して新良制度を嚮望するの結果刑法の改正或は監獄則の改正或は何或は何々余輩の謂はんとする處のもの濱の眞砂の數より多しと雖ども今日未だ新良制度を迎ふるの機運に達せざるを思へば斯獄の爲め知らず嘆聲を發するに至る彼の罪石の如き今言ふに足らず余輩は罪石の方法を以て犯罪人を感化改良せんと欲するが如きは暴戾不道野蠻時代の監獄を再演せんとするの徒と熱罵し去らん而已
第二段に言はんとする處のものは果して冷水浴は囚徒の健康を保持するの効能あるや否やを探究するにあり而して余輩素と醫家にあらざれば今俄に囚徒の身軀に大害ありと斷言する不能と雖ども囚徒の如き比較的人類中の下等動物に屬するもの多數を占め醫家の所謂營養不充分なる人的の巢窟なる事は余輩素人の見を以てするも是れを斷言するに憚らざる處なり夫れ如斯營養不充分なる人的則ち囚人に對し爾か

も寒威凜烈の秋に當り冷水浴を強制す果して囚人の身軀に大害を與ふるなしとする不明漢ある歟(夏季は囚徒の身軀を害する少なきも其弊の及ぶ處身軀を損傷するよりは亦甚だしきものあり即ち囚徒の快樂視する是なり)余輩は囚徒に寒中冷水浴を強制するが如きは有害無益に屬する而已ならず寒中冷水に浴せしむるの結果は忽ち疾病の素因となり病死者を増加し監獄は遂に囚徒の屍を積むの餘地なしと云ふが如き古今無双の慘憺れる有様を呈するに至るなきやを恐るなきだに監獄は統計的呼吸器的病死者の夥多なる是れ皆營養不充分に遠因せざるはなし彼の冷水浴養生方法の如きは其人の性質身軀等に至大の關係を有するものにして人たる以上は皆此養生法が適合するものなりとは言ふ不能此方法に依り身軀の健康を保つの一助たらしめんと欲せば他の養生方法と權衡を保ち併行するにあらずんば到底冷水浴の効能を致すものにあらざる換言せば自由を有する民にして其身軀性質俱に冷水浴の適すると云ふ醫家の證明する處のものには至大の効能あるも自由を有せざる囚徒には有害無益なる養生法なりと云ふに飯す故に散士の所謂貴顯紳士帝國大學陸軍幼年學校等に縁みあ

る人々に取つては或は醫家の見込に因く多數の養生法となるや疑ひあしと雖ども是れを以て囚徒に強制實行し攝生の利益を收得すると同時に再犯以上の累犯を防止するの一助と爲さんと欲するに至つては徒に識者の絶笑を買ふの外無價値に屬する方法なりと言はざるべからず
洋々散士余輩蓋に士の卓見を非難し抗敵するものにあらざる事は已に冒頭に一言せり若し夫れ余輩の無學無識なる筆滑散士の感情を害するものあらば幸に余輩散士に敬意を表すると同時に併て大方識者の明斷を待つ鶴首々々

●服制改良後に於ける司獄官の決心

孤 立 生

多年吾人司獄官が渴望して止まざりし服制の改良先づなる吾人は我監獄の爲め双手を擧げて以て是れを祝せざるを得ず而して服制改良後に於ける治獄界の光景は果して如何紀律整然として所謂監獄局面の一新せん事は吾人の聊か疑念する處なしと雖ども吾人は服制改良と俱に大に責任の重きを加へたるものと云はざるべからず夫れ服制の改良以前にあつては監

獄紀律上幾分の欠點ありとするも責を服制の不完全に転ずるの餘地ありしと雖も服制改良後に於ける司獄官の紀律上欠くる處あるも徒に其責を服制の不完全に塗るの道なければなり故に吾人司獄官たるものは服制の美を装ふと俱に益々責任の重きを加へたるものとし治獄の上に實力の効果を奏する事に勉めざるべからず若し夫れ吾人司獄官にして服制を改良せられ身に美服を纏ふも治獄の實果則ち刑罰を完全に執行し囚人をして改良感化の實を擧ぐる事なくんば何を以てか今日の服制改良の恩賜に報ゆべきや司獄官たるもの奮起一番監獄事業の爲め努力盡す處なかるべからず吾人は他日識者をして服制改良後の司獄官を評するに司獄官は〇〇に似たりとの誹笑を蒙らざるの覺悟あるを要す然らずんば服制改良の實は如何にして求むべきか嗚呼服制改良後に於ける司獄官の責任も亦重い哉亦重い哉

●監獄改良大演説

鐵 血 生

諸君吾輩は鐵血と申すものでございませうが鐵血杯と申しますと獨逸のピスマークさんでも氣取るやうでございませうが決してかやうな豪傑を氣取るのではございませう

ございせんれ負けに學文もなく智識もなく況して監獄事業に就きましてから未だ日淺く極經檢の薄い方でありませうから彼の演説に文章に貴みませう處の抑揚波瀾の備はりませうした演説を爲し諸君に感動を與へる事は出來ないのでありませうが兎に角鐵血の病として此監獄事業と云ふ事に就きましては何かと講釋を申したき辯が止みませんで遂に此に監獄改良大演説杯と大々的問題を掲げて暫く諸君の御清聴を煩すのであるそこで鐵血が貴重な學會の餘白の壇を借りまして改良演説を致しませうのも其目的とする處世の所謂強硬主義を以て此遅々たる牛歩的監獄改良をして走馬的に改良せん事を欲し遂に此に一大演説を試みるに至りたる次第である諸君豫め此趣旨を御諒察あらん事を希望して置きませう(謹聽々々)

諸君我監獄事業改良と云ふ事に就きましては我國のジョンホワルドを以て唱道せられて居りませう小河滋次郎君杯は夙に熱心に主張せられませうした事で其餘煽淫れて監獄學の著となり遂には萬波を蹴つて歐洲に使ひするの難艱辛苦を思ひませうれば吾輩等諸君と共に熈安枕を高ふして夢を結ぶの時ではなからうと思ひませう(ヒヤ々々)

借て諸君我國に於きまして監獄改良を主張せられましてから今日に至りませうするまで澤山の歲月を經過致したと云ふ譯ではございませうが抑も吾輩どもが監獄は改良せなければならん監獄を改良せなければとても刑罰と云ふものを完全に執行する事が出來ないと云ふ先輩の意見を聽きましてより最早餘程の星霜を送つて居るので御座りませう其割合に未だ此監獄改良として赫灼たる効果を待たせと云ふ實が見へないものである是れは何故でございませうやうか鐵血の考へでは日本にては監獄改良々々々々騒ぎ廻るだけに監獄の部内が進歩しない全國の監獄が統一的に改良の實を擧ぐるの形勢に至らんからであらうと思ふ是れは定めし諸君も御同感の事と考へませう(同感々々々々)夫れで御座りませうから其監獄に因りましては非常に長足の進歩を致しまして彼の檢束戒護であるとか或は監獄衛生であるとか監獄教誨とか若くは監獄作業とか其他百般の事が整理致しまして一見紀律秩然として成程監獄は紀律の府である斯やうにしなければならぬ監獄で刑罰と申すものを執行して其實効を擧ぐる事は出來ないであらうとの觀念を起さしむる監獄も偶には無いでは御座りませうが先づ斯やうな監獄は

日本には寔に少ない事で御座りませう鐵血杯は常に日本で眞面目に刑罰を執行して居る監獄は絶無であらうと考へて居るのである實に不紀律不秩序の監獄は演の眞砂の數より多いが紀律整然秩序嚴然たる監獄は暗夜の星と一般なるに至りませうしては寔に慨かわしき次第では御座りませうか(拍手大喝采)乍併是れは獨り監獄當局者の責では御座りませう諸君も御承知の通り日本の監獄制度と申しませうものは西洋に比較して見ますと未だ幼稚であるから如何に當局者が孜孜汲々として監獄の整理を圖りませうしても夫れだけの光澤の顯はれませうのは實に止むを得ません話である併し古昔の監獄に比しませうれば先づ監獄も他の一般行政事務と同じく長足の進歩を致しつゝある事で古昔の時代には恐らく夢にだに見ざりし改良の實を奏して居りませうする事も尠からん事である(ヒヤ々々)借て日本の監獄も文明の餘澤を蒙り着々改良の域に達しませうるのは寔に喜ばしきの限りでありませうが今日の場合では未だ中々以て監獄の〇〇的改良杯と云ふ事は夢にも思へない事が澤山御座りませうして深く監獄の内部に立入つて自由刑執行の實際を見まするに全く自由を剝奪し嚴正摯實的に刑罰を執

行して居るかどうであるか云ふに成程表面的如何にも峻厳侵すべからざる紀律の下に刑を執行して居るやうで御座りまするが是れを裡面的に監察して觀ますれば申々々以て眞面目に刑を執行して居るものは言へない事が澤山あるのである若しも斯やうな遣方で参りましたならば日本にては監獄で刑罰と云ふものを實行して犯罪人を懲感化して行く云ふ事はとても六ヶしいばかりでなく監獄と申す處は立派に申せば別天地惡るく申せば牢屋に澤山の犯罪人を押込で置くのであるから犯罪人は互に交際を結び遂に強盜は強盜に強盜學を教へ人殺は喧嘩したものに謀殺殺の術を授ける杯忌はしき研究を遂げ反て法權の力に依りまして刑罰を執行する爲めに犯罪者を監獄に入れたのは好いが夫れが害となつて遂には社會に與へまする處の危害と申すものを大きくすると云ふ惡結果を來すので御座ります諸君如何でありましやうか是れにても監獄は改良致さないでも宜しいものであろうか(ノータ々)諸君の御一考を願はなければならん實に獄務家は勿論世の志しある方々が口角泡を飛して監獄改良を主張せられすのは寔に偶然の事ではありせんそこで少し横道に這入りまするが

此監獄改良と申すものゝ至難中の至難なる事に就きまして少し申上たい事がある(謹聴々々)
鐵血杯が常に信じて居りまするには監獄と云ふ處は等しく一國の行政事務として刑罰執行の職務を執るのでありまするから少しも他の行政事務に與る人と違ふ事はないのでござりまするがどうも監獄官吏と申しますると他の行政官吏と相違があるやうに思はれ世人から畏しめられて居る鐵血杯も監獄に籍を移しません時には監獄官吏と申すものは社會の所謂無用の長物が奉職するものにして學文もあり智識もある人間のする業ではないと考へて居つたのである今から考へて見ますると當時の暗愚なりしことは自ら愧入る次第である(大笑)して監獄官吏を畏しめするるのは獨り世人に止まれば宜しいのでありまするが兎角政府に於かれましては此監獄事業と云ふものに就て餘り重きを置かれず從つて監獄官吏を輕視せられて居らるゝやうに思はるゝのである是れは深く申上させんでも監獄の長官たる典獄の位置に照しませても分かるので御座ります(ヒヤ々々)
偕亦鐵血杯は毎時監獄の改良を談じ監獄官吏の待遇等を論じまするに當り思ひ出だすのは我國のシヨ

ホワルド小河滋次郎君の飯朝である何となれば君の飯朝の期は則ち我國監獄事業の上に一大刷新を加へまするの機であらうと思ひまする(ヒヤ々々)亦君が飯朝後の進退に就きましては種々の下馬評がありまするが兎に角君が飯朝の上は官に在ると野にあるとに拘らず我監獄事業の上に就き我國のクローチと爲りスタルケと爲り大手腕を振はるゝ事は吾輩等の信じて疑ひませんのである(此時君の飯朝は一日千秋の思ありと疾呼するものあり)寔に君の飯朝せられますのを待つは一日千秋の思ひで御座ります此所現今席は御免を蒙ります來春若し幸に諸君と紙上に相見ゆるの榮を得ますれば愈々鐵血の〇〇を顯はし現在我國監獄に於きまする自由刑執行の有様を曝露し刑罰を完全に執行し不能るの理由を演說せん事を誓ふ諸君豫め是れを諒せられん事を(拍手大喝采)

●携帶乳兒に就て

在橫濱 芳 香 女 史

携帶乳兒に就き異國の制度如何は妾等の能く知る所にあらずと雖ども我日本の現行法規に依れば滿三歳に到るの間監獄に携帶乳養を許可せらる其慈愛海よりも深し女囚たるもの苟くも至仁至愛の主旨を忘却

し不幸一度乳兒を携帶し入監するも再び罪を犯し入監するが如き事勿るべき筈なるに事實偶々之れに反するものあり恰も携帶乳兒をして刑執行の苦痛を緩うするの機關とするかやを疑ふ加之携帶乳兒の制たるや動もすれば刑執行の基礎たる監獄の紀律に抵觸し如何に女監の紀律秩然たらん事を欲し叱咤激厲するも一人の乳兒の爲め女監全体の紀律を紊すが如き場合に際會するなき不能故に妾等濫に現行携帶乳兒の制を廢止せられん事を希望するものにあらずと雖ども舊く獄務家の間に主張せらるゝ處の出獄人保護會社様のものを組織し入監女子にして乳兒あるものは勉めて是れらの會社に乳養を托せしめ監獄に携帶乳養するの道を閉塞せしむるは獨り乳兒養育の趣旨に適ふ而已ならず監獄に於て刑執行上の一大障害物を除却し女監の紀律秩然として摯實に刑を執行するの便あるを覺ふ妾等出獄人保護會社の必要と等しく入監女子携帶乳兒の乳養を托すべき保護會社の勸興せん事を渴望して止まざる處なり

●別房留置人の所遇に就て

在奈良 洋々 散 士

刑法附則第三十二條に曰く監視に附するもの住居な

く及び引取人なき時は其の期限間懲治場に留置し工業を爲さしめ又は使役に供す住居遠地に在て歸着する資力なきもの亦同じとあり是に於てか舊監獄則第三十條には明に刑期満限の後倚る可き處なきものは其情狀に依り監獄中の別房に留め正業を營ましむることを得と規定せり蓋し刑期満限の後に至り其の身を倚するに處なきものは其の情狀を計り監獄内の別房に留置して生活の業を營ましむることを得る其倚る可き處なきものは孤獨にして一身を詫する親族故舊なく又倒有之とするも貧困にして出監者を救恤せば忽ち一家の困難を來たすが如き故に特に情狀に依ての二字を挿入し之を別房に留置せしむることを規定し加之別房留置人に關する種々の規定ありしを現行監獄則は一も之を採用することなくして盡く別房留置人に關する規定を爲さず換言すれば現行監獄則の眼中には別房留置人を認め居らず蓋し各地方出獄人保護場の設け成るの日は別房留置人の制も亦不用に屬するものと豫想せしならん然るに事實は此の豫想に反して尙別房留置人の制を必要とす是に於てか各府縣より其筋に種々の伺を爲し現今指令通牒等に依て僅に別房留置人の制を知ることを得る左に伺

指 今等を掲げて當局者の參考に供せん
●第六十二號公達明治十六年十二月
監獄則第三十條に依り別房に留置したるも若し監内諸則を犯す時は監獄則第百七條に準じ處分す可し此の旨相違候事
●監視執行疑義の廉に就き長野縣より司法省へ伺明治十六年七月四日
刑法附則第二章第三十二條に依り監獄中の別房に留置したる監視人同章第二十六條第二十七條に依り警察署より監視票を下附し總て監視執行上に就ては警察署の管理に屬す可き者に候や又は常に司獄官吏に於て之が監督を爲し警察署の管理に屬せざる場合に於て逃走したる監視人は監視規則に違犯したるものと認め然る可きや右相伺候也
指令明治十六年七月四日
伺の趣在監中は司獄官吏に於て監督す可きものとす且逃走したるときは監視規則違犯者として罰す可き義と心得可し
●別房留置者の件長野縣より内務省へ伺明治廿二年七月十七日電法律
舊監獄則第三十條に依り監獄中にある別房留置者は改正獄則施行に際しては無論解放す可きや又は

刑法附則第三十二條に依り監視に付せられ其の期限内別房に留置するものと取扱は何に依る可きや
指令明治廿二年七月廿三日
本月十七日伺別房留置の件前段伺の通り後段取扱方は従前の通り
●別房留置者所遇の件廣嶋縣より警保局長へ照會明治二十二年七月二十一日
刑法附第三十二條に依り監獄の別房に留置したるものゝ所遇方監獄則及施行細則中明文無文依て左の各項に對し御明示相成度此段御照會候也
一 別房に留置したるものゝ工錢は衣服費を控除し餘分は之を與ふ可きや
一 別房に留置したるもの監獄の諸則を守らざる場合ありと雖ども懲罰するの限りに無之哉
一 前項の外舊監獄則の旨趣に則り監獄則及施行細則に準じ所遇し然る可き哉
回答明治廿二年十月廿五日
本月二十一日監獄第一八六九號を以て刑法附則第三十二條に依り監獄の別房に留置したるものゝ所遇の義に付き御照會の趣了承右第一項は御意見の通りにて可然と存候第二項懲罰其他の所遇は總て

從前の通りにて可然義に有之候此段及御回答候也
●大阪府監獄を觀る
在奈良 洋々 散士
散士浪華にあること數年故に浪華は散士の第二の故郷たり然るに本年九月浪華を去て乏を奈良縣に受くるや日として浪華を思はざるの日なし蓋し散士の知己朋友のあるあればなり頃日散士の同窓書を寄せて散士に來阪を促せり依て十一月廿一日午後二時演笛一聲寧樂を發し午後四時浪華に到着し依て翌日より處々の舊友を訪はんとせし處大雨盆を覆へすが如く寸歩も家を出づる能はず空しく兩日を一友の下に經過す廿四日天氣晴朗兼て大阪府監獄を一覽せんことを豫期せしを以て刺を橋本元達氏に通ず氏は當時大阪府監獄第三課長にして現今作業に關する事柄は専ら氏の計畫に依ると云ふ而して氏は散士と舊知己にして最も懇切に散士を遇し且つ典獄小林三郎君に紹介せり散士嘗て君の大阪府に赴任の翌日官舎に於て一回面語せしことあるも其の後警咳に接せず計らざりき今日再び君と獄事を談することを得んとは既にして橋本氏の郷導にて各工場を巡回せり散士今を去ること數年前の同監獄の模様を今日と雖ども尙胸中

の記憶に存するに今日見る處とは作業も大に進歩
し一新面目を施せるもの如し而して彼の數年前の
貝細工の如きは之を廢し鑄工の如き塵埃の作業も亦
大に減少せり現今の重なる作業を列記せば女監に於
て網漉、下駄の鼻緒、洗濯、機織工の如き男監に於
ては漁獵網繩、鼻緒身、藁穗繩、角瓜工、紡績管、
紙漉工、硯石工、練瓦工、紫黑檀工、煙管筒、楊枝
工、洋服仕立、革巾着、紀州千ル其の他の機織工、
段通工、香搗等なり散士は第一男監第二男監を觀覽
し第三男監の一部を觀覽せし頃小便せりて橋本氏に
府會議場臨席を促せり依て暫時巡回を停止し再び第
三課事務所に至り午飯を喫し更に監獄書記伊東錄次
氏の郷導にて第三男監内の監房を一覽せしに既往數
年前とは異りて各監房毎に檢身室あり従て衣服等を
番號順次に掛くる如くして大に改良を加へられたり
現に數年前に於ては一監房の衣服は盡く二三個竹籠
の中に打ち込み濕氣の爲め臭氣紛々たりしも今や此
の憂なし何となれば一人毎に衣服を掛け置く如く
居ればなり而して三男監の擔當看守長は村瀬慎吾
氏なりと聞く監房内の洒掃の行き届きしと監房庭前
の掃目の明なる事及監房内の夜具蒲團等を日光に乾

かし居りしを見て村瀬氏の衛生に注意怠らざるを察
するに餘りあることを信ず是より伊東書記に従ひ三
男監以下第五男監を巡回し居れり而して同書記に聞
く今や同監獄は殆ど委託業のみにして官司業として
見る可きものは精麥米工の一部分と獄衣の機工等か
りと蓋し同獄の如き大監獄の作業は到底各地方の小
監獄の如き官司委託混合せしむるは精算上其敷繁雜
を來たすに至るに依るものならんか次に作業中段通
製造の如きは嘗て司法官試補小山松吉なるもの明治
廿六年七月廿七日同獄巡視の記事載せて大日本監獄
協會雜誌第六十五號通信欄にあり記事中段通製造の
喧騒なることを攻撃せられたることあり蓋し段通を
織るには一種の符合を讀まざれば能はざるを以て散
士は此の喧騒は實に避く可からざる事と思考せしに
豈計らんや現今橋本氏の考按に依て一人毎に繪圖を
與へ其の繪圖に依て段通を製造し些少も發言するこ
となく却て昔日の監獄作業として不適當のものなり
しに今や却て適格の作業となれり散士が同獄を一覽
するに殆ど四時間餘を費せり亦以て其の監獄の大に
して作業種類の夥多なる蓋し全國第一ならん此の夥
多の作業より生ずる製品其の他素品の受渡しの繁雜

應

答

質 疑

○第九十九項

先 天 生

○在監人正座の將來如何

正座は何れの原理に基き施行されづあるが予は未だ之を窺知する
能はざる所なりと雖も推究するに正しく 普通の行儀作法たるの道を
遵守せしむるの旨趣にして之と同時に彼を以て 懲苦を感ぜしむるの
法方手段たらんと思惟したり 然るに正座に就ては已に人類養成上發
育を妨害し有害なりとは 天下の輿論なり然るに此時季に際會せるに
も拘らず 尙之をして將來に繼續施行するは如何歐政上天いに講究を
要すべき問題ならん乞ふ有識者の教示を待つ

○第百項

同 人

○勸査期限と囚人優遇に就て

囚人の勸査期限は重罪輕罪に論なく凡て 刑期の四分の三を五分し是
を以て勸査の一期限と成り居れり 抑も勸査なるものは罪囚其もの
性狀及思想行為の實狀を觀察するもの故に 概ね時日を要するは勿
論ならん 又人其ものに就き期間の一定爲し難からん刑期の長短に
依て以て人其ものを觀察するの長短あるの理なからん 然るに現行勸
査期限は刑期に依て期限に 長短の存するを以て刑期長きものは已に
行狀善其改過の狀最も顯著なりと確認するも 之が階級を昇し若くは
優遇する等の方便を行ふ能はざるの不都合あると 全時に刑期短少の

なる蓋し想像するに餘りあり然るを若々整理して誤
らざるもの當局者の熱心なるにあらずんば能はざる
なり只散士が遺憾とするは散士が工場を巡回するに
當て或る工場にては看守囚徒に號令を掛け禮式を爲
さしめ亦或工場に於ては禮式を爲さしめざるありて
其の區々に出づるもの人をして規律の一定せざるや
を疑はしむ散士は冀望す役場戒護看守は一々巡回者
の何人なるやは之を知る能はざるを以て高等官以上
の巡回も又新聞記者の如きもの巡回も區別する能
はざるを以て是等は豫め一定して嚮導者の如何に依
て禮式を施す如くせば蓋し一定するに至らん例へば
典獄の嚮導若くば課長の郷導に係るときは禮式を爲
さしむるとか或は單に課長以外のもの嚮導に係る
ときは禮式を施すに及ばずとか云へる事を豫め一定
して看守に訓示し置かば斯の如く區々に出づるが如
き不体裁なくして宜しきを得るに至らんか左視右顧
の際橋本氏府會議場より歸署せり依て氏及び散士の
舊知已たる監獄書記飯尾美知足氏等に別を告げ浪華
の獄を辭し終列車を以て古への奈良の都に歸れりと
云爾

ものにして 未だ行狀行為を認識するの時日たるに足らざるの不都合ありて一は長きに失し一は短きに失す 如何等は職務改良上最も講究すべき問題ならん而して 之を恰當の期限に改めんとせば如何にして可なる乎讀者教示を寄む勿れ

○第百一項

東海逸史

總因政訓は徒に參集に時間を費す而已ならず 依之生ずるの弊害種々あるとは今更 needless の必要をなしと云へども 斷然廢止するとせば教誨感化力を薄弱ならしむるの嫌ひなきや(小監獄には參集に時間を徒消するとなきも千有餘拘禁囚ある監獄に於ては之あらん)

○第百二項

同 人

年約七十歳已上なる老會囚人は監房に於て執役せしむるの可否

○第百三項

同 人

禁日及び免役日に相當して房に休役するときは 之に給與する食糧は何合を給與しつゝあるや各地方實際の振振り承知致したし

○第百四項

在横濱 鐵 血 生

監獄職員に對し強制的に貯食方法を設くるは是なるや否

○第百五項

吉田徳太郎

監獄拂外の取締は警察權の範圍に屬すべきものか 將た行刑權の範圍に屬すべき乎敢て其權域を問ふ

○第百六項

嚴 島 生

警察署に於て或る犯人の犯罪事件に付 參考の爲め某囚人の尋問を必要とし逡巡を其囚人を一時警察署(監獄最寄の警察署)迄引致せんことを申來りたるときは典獄は之に應ずべきものなるや 將た看守をして連れ行かしむるを正當とするや 若し其請求に應じ逡巡に囚

雜 報

●減食處分に就て

減食は獄則處分の一にして比較的效果あるが如きも其身体に及ぼす影響も亦尠しとせず之れが例證を挙げれば身體の衰弱を來して疾病に罹り易く又一たび

人を引渡したる後囚人逃走せしときは典獄の責任如何

○第百七項

大阪府堺市 新 山 生

監獄則第四十二條の懲罰なるものは 監獄の規律に服従せざるものを強制執行し以て其下に服従せしむるの効力を有するものにして 拘禁の目的を達するに必要條件なるにも拘らず同 則中刑事被告人に懲罰を加ふの規定なし爲めに被告人中動もすれば戒護看守の 教令に服従せず例へば高聲にて讀書すべからずと 命令するも強て高聲する而已か却て抗辯する等強暴暴民の徒にして遂も 檢改の情なきもの等に對しては便宜取締上房内に二時間乃至三時間直立を試み 或は戒具を施す位の事は敢て失當の處置にあらずや當路諸君の御意見如何

○第百八項

同 人

監獄則施行細則第六十五條監房常置器具中睡室なるものあり 該器具の如き實際上監房に必要の具とも 思はれざるも各監獄に於て該器具を監房に常置せらるゝものとせば如何なる 質のものを以て調製するや其形等詳細御明示を望む

疾病に罹らば忽ち死地に就き醫療治療も其効なく否

其餘地を存せざるもの比々皆然り、彼の病者并に死亡者多きは種々の原因あるべしと雖も懲罰勵行減食處分の多きは必ず其原因たらずんばあらず、規律勵行の結果微小の犯則も之れを寛假せざるがために

は普通減食處分の多きを致す、是れ止を得ざるとは云へ人身保護上より思考せば大に顧慮すべき價值あるを覺ゆ、要するに現時の監獄則所定の罰類は實際の運用上寡少に失する憾あり、今や監獄則改正の議あり懲罰の種類を増加し徒に減食處分にのみ是れ依據するの慣例を廢し以て衛生と懲戒とを加味し其實効を擧げ得るの方法手段を講せられんこと獄制進歩の一要件たらずんばあらず時間を定め直立せしむるが如きも亦一手段たるべし、煮菜を止めて摘菜のみとなすも亦一方法ならん、特に就役時間を延長し工錢を給せざるも可ならん其他にも尙ほ良法あるべしと雖行刑上懲罰の種類を増多するは最も必要あるを認む敢て其筋に向て希望を述べることを附り

●勸查規程改正按の發表を望む

行狀錄の改正は既に發表せられ其改正の要を得たる

は吾人の喋々を須ひす各地之れが實施に着手せるは必然ならん然れども行狀錄の改正は勘査内規の改正に伴ふべきものにして相待て其用を全ふすべきものたるは猶ほ車の兩輪、鳥の兩翼に於けるが如し然るに勘査内規の改正は今以て發表せられず爲めに行狀錄の運用上支障尠からざるは當局者の唱導して止ざる所なり改正行狀錄の備考中に曰く看守長にて一ヶ月に一回記録すべしと此規定に據れば刑期四五ヶ月の囚人(三ヶ月以下の囚人に)と雖も現今の規程に據り其の刑期を四分し其三分を五分したる一分を一勘査とするを以て其一勘査期は一ヶ月に足らず其一ヶ月に足らざる者に對して一ヶ月に一回記録勘査すと爲すは唯儀式に止りて實効を期し難き勿論なり故に勘査内規の改正は實に急務にして一日も忽にすべからず一日も速かに發表あらんこと切望の至に堪へざるなり

●作業表中監房の欄を削除すべし

作業表中監房の欄あり實際の扱上更に其必要あるを認めず而して監房の配當は第二課(支署にては警守係)の管掌に屬するを以て作業表の記録は第三課と

第二課に關連することとなり爲めに記録方遲し整理上には大支障を生ず作業表には監房記入の必要を認めざるに依り繁文省略を主とする今日に在りては此の監房の一欄を省略するは即ち繁文省略の一助なり故に此一欄削除は其筋に向て切望に堪へざるなり

警察署留置場の建築に就て

警察署留置場は監獄の一部たるは監獄則の規定する處たり然るに其建築構造は各地方の施設に放委しありて他の監獄の如く主務省に向て經伺を要せざるなり既に留置場も監獄の一部に屬して在監人の拘禁に供するものたる以上は之れが構造方如何は收禁行刑上に影響を及すものたるや論を俟たざるなり且つ區裁判所處在地にして別に監獄を設けずして警察署留置場を代用する所尠しとせず故に警察署留置場の構造は主務省に經伺し而して後建設するの手續に改正せられたし

看守試驗法の必要

愛憎偏頗は事に害あり多數の人員を統御督勵するに自ら規矩繩準をかるべからず而して賞罰の利器は之れを情弊の爲めに遲鈍ならしむべからず然るに之れを實際に徴するに往々情實に流れて黜陟を肆にし

或る事情の爲めには能不能を問はずして賞罰を行ふの止むを得ざるに至るものなきを保し難し好し又此の如きに至らずとするも選擇其當を失するの場合なしとせず是れ之れを矯正するには皮想的感念注入的申告に依據すべからずして必ずや公平に之れを技能性行に求めざるべからず而して技能性行は之れを他人の注入的申告のみに依頼すべからず其の平素の勤務行爲に徴すべきは勿論なれども公平なる試験法を行ひ其成績を以て黜陟賞罰の資料に供せば一は獎勵の一助となりて不公平を抑制し一は選擇の當を失せざるに至り獄事改良の基礎を立つるに至らん已に實行せる處あり注意至れりと云ふべし識者以て如何なり

獄事改良の妨碍は積弊にあり(慎むべし)

監獄事業は専門なり専門事業は一意専心之れが蘊奥を極めてこそ妙味を感ずるものにして一時の衣食奔走の事業たらざるや勿論なり之れを換言せば献身的事業にして一時糊口の資となし又は權勢を收攬して自己の權力に誇らんとするが如き拙劣なる心事を以て當るべきことならず此の如きは斯道に忠實なるも

のならずして寧ろ斯道の讎敵たり一時も速かに斯道外に放逐せずんばあるべからず然るに監獄は多數吏員の集合勤務する處たるを以て權勢を收攬せんが爲め暗に朋黨的情弊を生じ暗々裡に反對者を排擠驅逐せんとするよりして自然と監獄全体の体威に思念せず往々自己一身の褒貶のみに吸々し其行爲自ら職務に忠實たらざるものあるを致すの傾向なしとせずとは時に吾人の漏聞する處是れ恐らく齊東野人の暴語たるべしと雖萬一にも斯る事實ありとせば夫れこそ獄事改良の一大妨碍たれば之れが局に當る者の深く警戒督察して以て速かに一大打撃を加ふるを要す好し又此事をなしとするも永き間には幾何の情弊は免れざるべし且永く一地方にのみ懸々し見聞狭くして井底蛙見的思想を凝らさんより一見百聞に若かさる古語に倣ひ四五年目位には其任所を轉ずる亦一方法ならん歟期くせば自然と積弊を刈除し新思想を養ふこととなり經驗を積みて研究練磨の結果は斯道改良の大助となるべきを信す識者以て如何とす

放免曆簿中の改正を望む

四人身分帳及出監簿中繁冗に渉るの廉々は本年八月二十日内務省訓令第七號を以て改廢せられ實際の運用上頗る利便を得るに至りたるは申すまでもなし然るに尙ほ茲に聊か解し得ることこそあり即ち四人出監簿中在籍地氏名年齢の欄内在籍地年齢を削除せられたるにも拘はらず放免曆簿中在籍地年齢を削除せられざることは是れなり吾人は出監簿と敢て異なることなしと信す已に出監簿に必要なくれば放免曆簿に於ても亦必要なるべし徒に手数を要するものにて更に便益あることなし只同名異人の場合之れを區別するの必要之れあるべしと雖此は在籍地年齢に代ゆるに收監番號を以てせば足れり故に罷を得て蜀を望むに似たれども放免曆簿の在籍地、年齢は之を削除し代ゆるに收監番號を以てすることに改正あらんこと敢て其筋に向て切望す

清浦法相の監獄巡視

本月三日清浦司法大臣は秘書官中山寛六郎氏を從へ横濱裁判所巡視の序を以て同日午後神奈川縣監獄署に至り工場監房を親しく巡視せられたりと云ふ同時同縣監獄建築圖面并日表等を大臣の一覽に供せられしと聞く

浦監獄課長

大人逝去後郷里和歌山縣に歸省中なりし同氏は去月

下句を以て歸京せられたり

通信

香川縣

○達第二十九號

明治廿八年一月十九日達第一號在監人行狀觀察規則別冊の通り改正す

明治廿九年十月十四日

香川縣典獄藤澤正啓

(別冊) 諸表は略す

在監人行狀觀察規則

第一條 在監人の行狀觀察は行刑上最要事務たるを以て看守長教師師看守女監取締は常に在監人の起居動作に注視し以下各條により取扱ふへし

第二條 行狀に關する總ての報告は至公至平最も確實に文飾又は儀式に偏せざる様報告すへし

第三條 第二課に行狀整理員を置き四人の勘査期を起算し並に行狀に關する事務を整理せしむ

但し丸龜支署にありては看守部長の任す

第四條 新入監者あれば整理員は行狀觀察表に番號氏名等を記し又行狀録にも記入の上、當看守長に差出すへし

第五條 當看守長は觀察表を當看守に配付し行狀録は身分帳に編入すへし

第六條 行狀觀察表に記入すべき番號を甲乙丙に分ち觀察各欄の最

真なるを甲さし普通なるを乙さし最も不良なるを丙とす
第七條 行狀觀察表は當看守長の許に置き受持員は五日毎に相當欄に點を印すへし尤も五日内に雖も其後の參考の爲め當日の行狀相當を捺印し置くは若しからず

但し夜間は各自の手帖に行狀の真否其他の事故を記入し翌朝看守長に報告すへし

第八條 當看守は前月の行狀觀察表摘要欄に甲乙丙の合算と一ヶ月を通したる行狀の意見を記入し翌月三日迄に當看守長に差出すへし

第九條 當看守長は翌月七日迄に看守より提出する觀察表の決定欄に自己の意見を記入し刑期六ヶ月以上の者は猶ほ行狀録に記入すへし

但し放免は前日死亡は當日看守長に差出すへし

第十條 當看守長は翌月十二日迄に當看守女監取締を會し勘査期の來りたる者の觀察會を開き該會の決定を署長に達達すへし

第十一條 刑事被告人の行狀觀察表は進達期前執行無罪免訴責付等にて出監するものは其都度當看守長に差出し身分帳に編入し置くへし

第十二條 當看守長は觀察會の結果により刑期六ヶ月以内のものに雖も勘査會に付すべきものと愚料するときは人名を具し署長に上申すへし

第十三條 署長は十五日迄に各課長看守長教師師看守部長等を以て勘査會を開き行狀の決定を爲すへしものとす

但し丸龜監獄支署にありては看守長教師師看守部長を以て勘査會とす

第十四條 行狀整理員又は看守部長に特に人名を指名し行狀を觀察せしむることあるへし

第十五條 行狀に關する諸表帳簿は左の如し

一 觀察表

但し觀察表を分て第一種第二種とす第一種は刑事被告人に適用し第二種は囚人懲治人等に適用す

一 受持囚名簿

前二表は當當員主管他に移換の際は一同交付するものとす

一 總名簿

行狀整理員の主管とす刑名刑期工場監房等を記入す

一 途中行狀錄

他に押送の際途中の行狀を記すものとす

但し別紙雛形の通り

第十六條 行狀を觀察するには個人との關係を察し言語動作に偏倚せず彼れが真心を看破すべきものなれば一言一行の細微に注意すべきは勿論にして一定の標準規矩により難しといへども大凡左の各項に注意するを要す

一 性質

性質は各自殊なること各人の面の如し故に彼の性質を知て后行刑上彼等を處遇するの法を講ずべきなり大凡吾人の性質を大別せば左の如くなるべし○毀譽の輕きもの○愛憎の甚しきもの○喜怒哀樂の速なるもの○心に飽達理道を明辨し口に發する能はざる者或は言行を順み漫に口に發するを好まざる者○心意勇猛にして好て人を欺く者○内に勇氣なく才器のみを以て横着に人を欺く者○狀貌婦人の如くにして大膽不敵の者○狀貌猛者の如く

にして心意驕病の者○過ちを知りて改むるを爲さず底意地の強き者○己れの迷を悟らず眞に理として言ひ張るもの○其非を知て忽に改め悔悟するもの○膽大にして心密ならず又膽小にして心も亦密ならずもの○外に笑ふか如くにして内に怒るもの又外に怒るか如くにして内に笑ふ者○強く掛れば弱りて服する者又強く掛れば激して服せざる者○權相に掛れば能く服するもの又權相に掛れば傲慢にして服せざるもの○己れが穢せし難る人に推譲し道辭を據へ狡黠の甚しきもの

一 教令懲罰の遵否○官吏に對し從順は真心に出るか假粧なるか

一 親屬思念の厚薄○常に親屬を思念するの意あるか又親屬故舊等の接見信書により如何なる感情なるか

一 教誨の感否○教誨聽聞に際し眞心より傾聽するか又表面の作態を粧ふにあるか

一 作業の勉否○作業に勤勵するは工錢貯蓄の目的にあるか技能の習熟にあるか又は購求物の希望にあるか

一 貨物取扱の真否○貨物の被服臥具又工業素品等の取扱に注意の厚薄

一 賞與せられ聲譽に處せらるる際の感情

一 監房内の風勢を醸生する舉動なきか

一 衛生の注意の厚薄

○達第十七號

看守職務會規程別紙之通相定む

静岡縣

各監獄支署
各課所

但監獄支署に於ては本規程に準し別に取調稟申すへし
明治廿九年九月三十日 靜岡縣典獄福田純一

看守職務規程

- 第一條 本會は職務執行上に關する便否を審議し又は典獄諸間に對し答覆をなすものとす
 - 第二條 本會を分つて總會部會の二種とす
 - 第三條 總會に會長一名を置き第二課長を以て之に充て部會に會長一名を置き看守長の内より典獄之を命ず
 - 第四條 總會々員は非番看守全員を以て之に充て部會々員は左の三部に分ち各受持の看守を以て之に充つ
 - 甲部 各工場炊所受持看守
 - 乙部 各監房受持看守
 - 丙部 拘置監受持第二課諸裁判所警護及び雜務看守
- 各部會員にして他の部會に臨時出席發言せんとするときは該部會長の許可を受くへし
- 第五條 臨時必要の場合に於ては押丁役業手傭員を前後の外臨時會員に充つることあるへし
 - 第六條 開會の日時は典獄別に之を定む
 - 第七條 總會出席員は必ず制服を着用すへし
 - 第八條 會長は會務を總管し議事を整理するものとす
 - 第九條 總會に於て審議すべき議案は左の如し
 - 一 部會決議事項にして典獄より交付せし議案
 - 一 部會員に於て同會員五名以上同意を得し議案
 - 一 典獄諸同案
 - 第十條 部會に於て審議すべき議案左の如し

明治廿九年九月三十日

靜岡縣典獄福田純一

練武場規程

- 第一條 本場は司獄吏員をして武術を練習せしむる爲め設くるものとす
- 第二條 武術を分つて劍術柔術の二科とす
- 第三條 本場に場長一名幹事二名教授數名書記二名を置く
- 第四條 場長は第二課長を以て之に充て幹事教授書記は典獄之を命ず
- 第五條 場長は典獄の指揮を受け場務を掌理し幹事は練習生の訓練を監督し教授は練習生の練武技術に従事し書記は本場庶務記録に従事す
- 第六條 開場は毎日(日曜日祭日を除く)晝勤看守の勤務終了一時間後とし練習時間には凡う二時間とす
- 第七條 練習生の出場別及び回数左の如し但し劍術柔術を練習するものは通算することを得
- 一 早出晝勤のもの及看守部長 每一ヶ月 五回
- 一 並出晝勤及び晝夜勤の看守押丁每一ヶ月 三回
- 一 練習生及寄宿舍在宿の看守押丁每一ヶ月 十回
- 第八條 若し監獄書記看守長及び傭員にして練習をなさんとするものは幹事に届出練習することを得
- 第九條 練習中に互に禮儀を重んじ過激粗暴の行爲あるへからず
- 第十條 練習生の練習態度出場ごとに五度とす但し負傷其他事故の爲め中止せんとするときは場長に届出認可を受くへし
- 第十一條 教授の授術時間は凡う一時間とし餘の時間は各自任意相手を以て練習すへし

一 該部會員より提出せし議案
一 他の部會員提出に係る事項にして該會長の許可せし議案
一 各課所長より提出せし議案

- 第十一條 議案は開會五日以前に該會長に差出すへし但緊急議案にして該會出席員二分の一以上同意を得しときは書面又は口頭を以て即時提出することを得
- 第十二條 會員の席次は番號を以て之を定む
- 第十三條 會員發言せんとするときは起立して會長を呼び番號を稱へ會長の許可を受くへし但部會には起立を要せず
- 第十四條 議案の辨明は提出者をして之を爲さしむ
- 第十五條 會員の陳述冗長若しくは議事喧嘩に涉るときは會長に於て臨時發言を中止することを得
- 第十六條 總會部會に書記二名宛を置き該會員中より會長之を命ず
- 第十七條 書記は會長の指揮を受け議事の筆記及び庶務に従事す
- 第十八條 會員疾病の爲め出席しなかつたときは開會一時間會長に届出つへし若し開會中欠席せんとするときは會長の許可を受くへし
- 第十九條 總會部會に於て決議したる事項は議了後五日以内に議事筆記及び會員出席欠席名簿を添へ典獄に部會に第二課長を経て差出すへし
- 第二十條 決議事項實行の可否は典獄より總會部會に指示すへし
- 達第十八號

練武場規程別紙之通相定む

但監獄支署に於ては本規程に準し別に取調稟申すへし

各監獄支署
各課所

第十二條 練習の開始終了は相圖を以て報す其相圖なき時間には誤りに退場すへからず

- 第十三條 始めて柔術練習するものは年齢満三十歳以下のものとす
 - 第十四條 練習器具着衣着袴は總て官給とす但竹刀は各自辨とし其寸法は鐔先き二尺五寸を限りとす
 - 第十五條 練習生にして練習しなかつたものは其事由を具し豫め典獄の許可を受くへし
 - 第十六條 疾病の爲め出場しなかつたときは開場時限一時間前場長に届書を差出すへし
 - 第十七條 練習生出場別及び日數を定め其日限を定めされは各自一ヶ月間適宜其回数に滿つるのめけ出場すへし若し出場定數に滿たるときは場長は其事由を具し典獄に具申すへし
 - 第十八條 練習生を一二三の三級に分ち毎月第二日曜日にては小試験を執行し其優秀に依り席順を昇降せしむへし
 - 六月十二月の兩度に於て大試験を執行し其優秀に依り等級を昇降せしむへし但し小試験の場合と雖も時宜に依り等級を昇降せしむることあるへし
 - 第十九條 試験は總て場長幹事立會の上教授之を執行し其訓練技術の優劣を判定し該成績書を添へ典獄に具呈すへし
 - 第二十條 等級証書は典獄之を付與す
 - 達第十九號
- 各監獄支署
各課所
- 在獄人接見手續別紙之通相定め来る十月十五日より施行す
明治廿九年九月三十日 靜岡縣典獄 福田 純一

在監人接見手續

第一條 在監人に對し接見を願出づるものあるときは交付主任に於て其接見の事項及び請願者の住所職業縁由姓名被接見者の刑名刑期(刑事被告人)姓名等を開取り接見表に記入すへきものとす

但刑務士の接見願は看守長に於て開取り記入すへし

第二條 前條の接見表は交付主任又は看守長より速に典獄(支署は支全)に提出し典獄は尙ほ自から之を取調又は看守長をして取調へしめたる上之れを裁決を爲し直に第二課長(支署は警務係首)に交付すへきものとす

第三條 第二課長に於て前條の接見表を受けたるときは直に自から立會又は看守長をして立會せしめ接見、開取、傳告、の手續を爲し其許可なきものは其旨請願者に通告すへきものとす

但許可せざるときは時宜に依り典獄自から請願者に其旨告示するこゝあるへし

第四條 接見開取傳告を爲したるときは各其願末を接見表に記載し其開取事項記載の際には其在監人をし記名押印せしめ其側に開取者捺印すへきものとす

第五條 前條願末に記載するの外立會官より接見表開取傳告の状況を典獄に報告し接見表願末の欄へ捺印を受くへきものとす

第六條 接見表は終了の後速に當該身分帳に綴録すへきものとす

第七條 在監人接見簿を交付に備置き簿中刑事被告人その他の二部に區別し接見者被接見者の姓名接見事項の受領交付番號年月日時等交付主任又は看守長に於て記入し又接見表終了と同時に本簿へ典獄指令の格別を看守長に於て記入すへきものとす

(別表用式は略す)

○達第二十號

監視執行住所調査手續別紙之通相定む
明治廿九年九月三十日 靜岡縣典獄 福田 純 一

第一條 監視に付せられたるものは監獄署又は監獄支署に於て主刑満期凡う二ヶ月前に本因をなして其住所を定めしめ其申立地を所轄する警察署又は同分署に速に照會書を發すへし

但四人の身分其他信憑すへき書類等に依り其申立に疑ふへきなく且執行上差支なしと認むる場合は取調の照會をなさるることを得

第二條 短期刑の者等にして前條期限に依りかたきものは入監後速に其手續を爲すへし

第三條 監視執行住所は専ら本因の申立に委するも雖さも可成左の順序に依り執行住所を定めしむへし

但本因特別の事情に依り其順序の變更を請ふ又は個人的關係上差支ありと認むるときは本條順序に依るの限りにあらず

一 本因の住宅

二 本因現に付籍又は同居する他人の住宅

三 本因近親なる尊屬親の住宅

四 本因の親屬朋友知人の住宅

第一項第二項は現住宅の有無を取調へ第三項第四項は家主の諾否を取調ふへし

第四條 已に警察署又は同分署へ照會したる件にして其調査監視執

病者出監準備手續

第一條 囚人懲治人別房留置人等疾病に罹り満期釋放に近づくも尙ほ治癒せざるものは醫務所(支署は)に於て其満期一週前に病症及び現時の容体後退の見込及び歩行歸郷の難易等を詳記したる診斷書を第二課(支署は)に同付すへし

但病者の住所凡う二十里以外の土地に在るときは可成二週日前に手續を爲すへし

第二條 短期刑の病者又は刑事被告人等にして不時出監の場合及び満期前急發に係る病者に就ては速に第一條の手續を爲すへし

第三條 第二課(支署は)に於て第一條第二條の診斷書の交付を受けたるときは之れに認印して直に署長(支署は)に提出すへし

第四條 前條の診斷書署長(支署は)閱覽後之を第一課(支署は)に受け直に原籍に照會其他出監準備の處置を爲すへし

第五條 醫務所(支署は)に於て第一條の手續をなす爲め身分帳に依り調治病中族籍の欄入監日の欄へ添て満期日を記入し置くへし

○達第二十三號

各 監 獄 支 署
各 課 所

教誨規程別紙之通相定む

但各支署に於て本規程に準據し難き條項あれば其廉取調へ稟申すへし

明治廿九年九月三十日 靜岡縣典獄 福田 純 一

第一章 總 則

第一條 教誨は集合個人の二種とし細別する左の如し

病者出監準備手續別紙之通相定む
明治廿九年九月三十日

靜岡縣典獄 福田 純 一

○達第二十二號

各 監 獄 支 署
各 課 所

第二條 父母若くは近親の者を召喚せんとするときは本人の性質犯罪の模範在監中の行狀歸善の見込を付し父母若くは近親の者に於て本人引取監督保護必要の事由を詳記し原籍所轄の警察署又は市町村役場に照會し當該引取人の遠隔地に在りて往復に日子を要するものは凡う満期一ヶ月前に第二條の手續をなすへし

但短期の者に對しては入監の際直に其手續をなすへきものとす

明治廿九年九月三十日 靜岡縣典獄 福田 純 一

集合教誨

- 一 日曜日 二 免役日 三 賞典日 四 恩典日
- 五 工場 六 監房 七 棺前 八 追吊
- 九 分類 十 特別

個人教誨

- 一 新入者 二 放免者 三 在房者 四 懲罰者
- 五 遺棄者 六 受發信者 七 接見者 八 特別者

第二條 教誨師は勉めて左の各項に注意し在監人の身上及び品行等を如悉するを要す

一 犯罪の原因及び犯状

二 前科

三 入監前の行状

四 性質、感情、嗜好、惡癖

五 教育の程度

六 宗教の信否

七 生活の程度

八 親屬に對する思念

九 獄則の遵守

十 教令の遵守

十一 言語動作の真否

十二 言行の合否

十三 教誨の感否

十四 賞罰に對する感情

十五 作業の勉否

十六 吏員に對する状況

ふものぞす

第八條 監房教誨は還房後又は免役日等凡て在房せる場合に於て之を行ふものぞす

但開闢を要する場合には看守長に通告するものぞす

第九條 第七條第八條の教誨すべき工役場及び監房は當日午前十時迄に第二課長(支署に警署)を経て典獄(支署に支署長以下之に全し)へ報告す

第十條 棺前教誨は在監人の死亡したる時其死者の生前監房若くは工役場を台はし其必要を認めたるものを棺前に集め之を行ふものぞす

第十一條 追吊教誨は毎年秋季皇靈祭の當日を以て死刑者及び死亡者の爲め教誨場に於て總圖を集め追吊式を舉げ之を行ふ

第十二條 分類教誨は宗教の信否、教育の程度、罪質、犯数、犯由刑期、年齢賞表の有無行状真否等により分類し隨時典獄に申出其許可を受け之を行ふものぞす

第十三條 本章に掲ぐる教誨の外臨時總圖又は其幾部分に對し特別の教誨を要するときは其都度典獄の認可を得又ハ其指揮に依り之を行ふものぞす

第三章 個人教誨

第十四條 個人教誨は個人毎に其身上及び品行等に據り適切なる感化の道を講ずるものぞす

第十五條 新入者に對する教誨は三日間以内之を行ひ兼て教育の有無宗教の信否、並に其品行等を審察し其状況を典獄に報告す(ハ第十六條 放免者に對する教誨は放免前日之を行ひ且つ審察し其状況を典獄に報告す(ハ

書籍看讀の目的及其狀況

- 十七 同囚に對する狀況及び同囚の批評
- 十八 來信に對する感情
- 十九 接見に對する感情
- 二十 犯則の種類及び狀況
- 廿一 善行の有無
- 廿二 改後の狀
- 廿三 親戚故舊の有無
- 廿四 財産の右無及び技能
- 廿五 親屬關係の本人に對する感情及び待遇
- 廿六 出獄後に於ける意向
- 廿七 將來生計の見込
- 廿八 第二章 集合教誨

第二章 集合教誨

第三條 集合教誨は被教誨者總員の教育の程度、宗教の信否、犯罪の原因及び氣風、罪質、犯数等を酌量して適應する感化の道を講ずるものぞす

第四條 日曜日教誨は男囚、女囚、幼年囚、懲治人を區別し午後一時より罷役時迄の間に於て之を行ふものぞす

但男囚は數回に分ち之を行ふことを得

第五條 免役日教誨は午前八時より正午十二時迄の間に於て前條の例に據り之を行ふものぞす

但時宜に依り監房教誨を以て之に代ふるこあるへし

第六條 賞典式及び恩典式教誨は其式了りたる後授賞表因并に總圖に對し之を行ふものぞす

第七條 工役場教誨は各工役場輪次に休役、罷役時間に於て之を行

第十七條 在房者に對する教誨は隨時其居房に就き之を行ふ但晝夜分房に在る者に對する教誨は少くとも一週一回之を行ふものぞす

但開闢を要する場合は看守長に報告す(ハ

第十八條 懲罰者に對する教誨は隨時(屏禁者へは休役間、罷役后又は免役日)其居房に就き之を行ひ分掌例第三十四條第三十五條に依り典獄に報告又は具狀す(ハ

第十九條 遺棄者に對する教誨は其免役申渡後直に教誨場に於て之を行ひ尙ほ免役中其居房に就き教誨す(ハ

第二十條 受發信者に對する教誨は其信書の趣旨教誨上必要を認むる場合に於て之を行ふ

第二十一條 本章に掲ぐる教誨の外臨時教誨の必要ありと認むるときは特別の教誨を行ふものぞす

○進第廿四號

教誨視察表別紙三表之通相定む
明治廿九年九月三十日 靜岡縣典獄 福田 純 一

○進第廿五號
(別紙表式は畢す)
各 監 獄 支 署
各 課 所

在監人修學規程別紙之通相定む
明治廿九年九月三十日 靜岡縣典獄 福田 純 一
(別紙表式は畢す)

○達第廿五號

在監人學規別紙之通相定む

明治廿九年九月三十日

在監人修學規程

靜岡縣典獄 福田 純 一

各 監 獄 支 署
各 課 所

第一條 懲治人及び十六歳未満の四人に學業を教授するは本規程に依るものとす

第二條 授學は道德教育及普通教育の初歩并に生活上必須なる智識を授け之れに據て選善の機會を與へ翻已の企望心を喚起するを要す

第三條 學業は修身讀書作文算術の五科とし其教科標準は別紙教科課程表に依るへし

第四條 修學期間は三ヶ年とし之を六學期に別ち各學期を六ヶ月とし

第五條 全科卒業の者にして尙ほ教授を要するものありたるときは前條五科目に基き修了以上の程度に依り教授するものとす

第六條 各學期の始は四月又は十月とし三月又は九月に終るものとす

第七條 教授の法方は小學校の教授法に準し且つ速成を主とし勉め應用にせしむることに注意すへし

第八條 教授間は凡ら三時間とし

第九條 休業日は左の如し
一 祭祝日 一日曜日 一 自十二月廿九日 一至一月三日

第十條 新たに入学するものあるときは學力を試問し相當の學期に

編入すへし

第十一條 就學者の席順は試験の點數に依り之を定む

第十二條 就學原簿を作り郷貫氏名年齢入學退學の年月日入學前教育の有無罪名刑罰犯數行狀試験の成績等を詳記すへし

第十三條 學業觀察表を作り行狀の良否學業の勉否を日々記入すへし

第十四條 就學者には學業上必要なる書籍其他の物品を給與し退學の前日返納せしむへし

第十五條 貸與書籍其他筆墨紙等は出納を明瞭ならしめ濫りに使用せしむへからず

第十六條 左の諸項は就學者をして遵守せしむへし
一 獨りに休學を許さず若し疾病等にて授業に耐へたきときは受持看守を経て教師に届出へき事

一 教師に對しては敬禮を盡すへき事

一 教師の命令を遵守すへき事

一 教場への出入は靜肅を旨とし不行儀の所爲あるへからざる事

一 教場に著席の上は獨りに坐席を離るへからざる事

一 教師より禮式の號令ありたるときは一齊に敬禮すへき事

一 教場にては容止を正しくし言語を慎み苟も雜話嘲罵又は罵詈喧嘩を爲し或は書籍器具軍械等へ損傷すへからざる事

一 就學者は相互に信實にし禮讓あるへき事

一 教場備付の器具類は教師の許可を得ずして手を觸るへからざる事

一 貸與書籍器具等は總て机上に設置し散亂汚損せざる様注意し授業了れば速に返納すへき事

明治廿三年八月四日指第廿號達廢止す

明治廿九年九月三十日

○達第廿七號

看守操練規程別紙之通相定む

明治廿九年九月三十日

看守操練規程

靜岡縣典獄 福田 純 一

各 監 獄 支 署
各 課 所

第一章 總 則

第一條 看守の職務たる事其在監人に近接するものにして偶々動作紀律の不整は威嚴を冷却するの先入たるを免れす宜しく本規程に従事するものは常に軍紀的姿勢を訓練し在監人に對しては整然たる模範を示し併せて其威嚴を保持するの必要なる爲め本規程を嚴くするものとす

第二條 操練は毎月看守長本務の餘暇を以て之を行ひ司令官は看守長を以て之に充つへし

但し時及び度數は典獄(支署長)の定むる處に依る

第二章 姿 勢

第三條 凡ら人員各自の姿勢なるものは伍列を作り又は回轉を爲す等總て操練を爲すの基礎となるべきものとす然れども姿勢は勿論自由に任せて窮風の狀を爲すへからず兩踵は一線上に之を接觸せしめ兩足を以て稍々角度を作る爪爪先を平均に外部に開かしめ膝部を直伸し股関節は正しく腰部に當へ胸部及び体の上部少しく前

第十七條 就學者にして教令に違ひ或は不真の行爲あるときは教師は左の事項の一に處することを得但監獄則に依り處分すへき者は此限にあらず

一 教時間席順を下くること

一 教時間直立せしむること

第十八條 試験を別て小試験學期試験の二種とし小試験は各學期の中間に學期試験は各學期の終りに之を行ふものとす

第十九條 小試験學期試験は其學期中に授けたる學科を左の標準に依り試験するものとす

一 修身 平素行狀の良否を考查し且つ口授の要旨に就き一題若くは二題を出し口頭若くは筆記にて答へしむ

一 讀書 書籍又は臨時の模字に就き二問以上を出し口頭若くは筆記にて答へしむ

一 作文 一題若くは二題を出して筆答せしむ

一 習字 一題若くは二題を出し筆答せしむ

一 算術 四題若くは五題を出し筆答せしむ

第二十條 試験問題は教師之を撰定す

第二十一條 試験の點數は一科の最高點を二十點とし毎科十點以上を得たるものを合格とし毎科十八點以上を得たるものを優等とす

第二十二條 學期試験に合格したるものには修學證書を授與す

第二十三條 學期試験の成績優等なる者には賞狀を授與す

第二十四條 試験終了の上は成績表を作り典獄(支署長)の閱覽に供し且つ教場に掲示すへし

○達第二十六號 (別紙表式は略す)

第三章 號令

第四條 號令を二種に分ち一を豫令とし一を動令とし而して豫令は長く動令は短くすへし

休め

此の號令に依て休息を爲すものとす然れども隨意に歩行し又は地上に落したる物を拾ひ取り又は談話する等のものは決して爲すへからず

氣を……付け

此の號令を以て人員をして速かに且つ一齊に正しき姿勢を整へしむ

做ひ

此の號令にて各注意して其踵肩及び胸部各自体格の構造上出來得る丈け同一に整列線上に置き頭を右に向之を見渡すときは右眼にては只一人の傍人の胸部を見然して右眼より少しく前に出たる左眼には全き整列線を見るに至るを以て其位置の正しきを知るへし司令官は前列及び後列を整頓せしめ右翼より三歩前に來りたるとき右に做へたる列員は一齊に正面を向くものとす

番號

此の號令に據て右翼の者はをに廻して一と喚び順次左翼に及ぶへし

二列作れ……進め

此の號令に據て一列人員の半は一齊に半回轉を爲して右翼より順次進み後列となりて二列に作るへし

但し人員に不足を生したるときは後列の左翼空間に爲すものとす

く出し左右の肩は平均に下げ両手は体の兩側に垂れ肘は少しく弓形に張り両掌は少しく外部に開かしむへし而して頭は眞直に伸へ頭は前に突出せしむへからず然れども餘り引下げ前頭散はさる様爲すへし又は眼に前面を直視して決して地上を視るへからず兩足の位置に注意すべきことを最も緊要なりとす如何となれば之に依て体を正しく保つべきを得且つ其位置宜しきを得るときは通常肩の一方斜傾すべきものなればなり

体をなして其重量の平均を得せしめんが爲め腹部は必ず眞直に腰部に托し置くへし抑も姿勢を整ふるに當り概して過失あるを免れす即ち右若くは左の肩を低くし又は全体を一方に傾け或は腰部の一方を前へ出し又は其体眞直にするを勉めて却て腰部突出し若くは背部を屈縮し及び肩を後に引く等の事あり是れ等は姿勢を害し且つ進行に際し大なる妨けあるもの故勉めて之を矯正することに注意せしむるはあらざる

肩は前に出すへからず若し肩を前に出し背部を弓形に爲すときは列を整ふるに妨害あり

腕は体の兩側に垂れ其他肘手等前記の方法に従ふて必要とす如何となれば之れが爲め整列するに際し無益の空間を生ずるが故なり又肘を体に着け然して胸を強硬に爲さるときは自然肩は後ろに退くものなり

頭并に頭は直伸し決して之を屈縮すへからず若し之れを屈縮するときは体上部に於て其影響を受け自由に動搖するを妨げ終に姿勢を害するに至るへし

視線は之を正面に取るへし此に依て頭を眞直に置き且つ自然肩の位置を正ふるとを得ればなり

一列作れ……進め

此の號令にて二列の前列一齊に左半回轉を爲し左翼より順次進んで一列に復するものとす

左……向け

此の號令は左の語に注意語として孰れに体を轉すへきやを先に示し置き然して向けの語にて半回轉を爲さしむ故に注意語は少しく長く呼び後段の如く呼ぶへし

全隊後へ……向け

此の號令に據て全回轉を爲すには左踵を地に着け全体の重量を之れに托し其爪先を少しく上げ右の足は地上を離れ回轉を爲したる後速かに地上に置くへし

右……向け

此の號令に據て半回轉を爲すには左の踵に全体の重量を托し右足は地上を離して回轉を爲すへし

全隊前へ……向け

此の號令に據て姿勢を崩さず又前の位置を變せずして容易に全回轉を爲すと後へ回全轉を爲すと同し

右横行……進め

此の號令に據て頭を一齊に右へ向けると同時に左足を出す止れ

此の號令に據て左足を引着け停止し頭は其儘右へ向け置くへし直れ

此の號令に據て頭を正面に復すへし

左横行……進め

此の號令に據て一齊に頭を左に向け進め號令にて左足を出す

此の號令に據て右の足を引着け停止し頭は其儘左へ向け置くへし直れ

此の號令に據て正面に復す

後へ……向け

此の號令に據て右翼に頭を向けて左足を後へ引き又右足を引くと(チカハケ)に爲すへし止れ

此の號令にて右の足を引き着け停止すると同時に正面に復すへし一步又は(二歩若くは三歩)前へ……進め

此の號令にて左足より踏み出して示命の歩數に進み後足を引き着け停止するものとす

第五條 凡る隊伍を進行せしむるの目的は多數の人員を要せずして場所の面積を多く得るにありとす進行中に於ても前段既に説明したるが如く究極の状態を爲さずして其姿勢を正しく保たざるへからず進行に關する要領は概略左の如し

小隊……進め

此の號令に據り先づ右足を振動するとなく左足より大約五分の四「メートル」前に出し膝部を直伸し爪先を下に且つ外部へ向け地上を平均に踏むへし而して地上に足を置くと同時に後足を左足方法に倣ひ前に出すへし此の場合には全体の重量を常に地上にある前足の上に托すべきものとす而して進行するに際し両脚が交叉し又

は肩及び腰部を動搖せざる様注意し頭は常に正面に向け置くへし
又歩調を短縮せしめんとするときは左の號令を下す

短め足………進め

此の號令にて歩調を短縮するものとす

進め………進め

此の號令にて通常歩調に復すへし又停止せんとするときは左の號令を下す

小隊………止れ

隊ひ

此の號令にて進行者は後足を前足の後方に引き着けて停止すへし
若し進行中姿勢を崩したるときは「止れ」の號令あるを俟て速かに
之れを正し又進行の歩度は大約一分間に百十二歩を歩むを以て定
度とす

又進行中右又は左へ向き進行する隊伍の方向を變換せしめんとす
るときは左の號令を下す

先行列右(左)へ廻れ………進め

而して其方向を變換したる後ち

前へ………進め

此の號令に依て各人員は先行列の其方向を變換したる處に至り之
れに倣ふて方向を變すへし

橫隊をして縱隊に作り其進行面を變せんに置かすんとするときは
左の號令を下す

縱隊作れ………右(左)へ向け

此の號令に依て各隊伍の右若くは左に立つ異者は獨り直進し其後
ろに立つものは右若くは左に出て、之れに並列し其他の組は右若
くは左へ廻轉を爲し然して先頭者に倣きて進行すへきものとす

右(左)へ横隊作れ………進め

此の號令にて縱隊をして横隊を爲さしむ又進行中に爲さしめんと
するときは「進め進め」の號令を用ゆへし

一定の隊伍(小隊、中隊、大隊)をして此の變換を爲さしめんとす
るときは左の號令を用ゆへし

小隊(中隊、大隊)右(左)へ横隊作れ………進め

此の號令に據て第二列の異者は規定の間隔を取りて第一列の異者
の後ろに其位置を移すへし而して其他の組は斜に右又は左に向き
側面(其歩を進め已に整立したる異者に倣ひて其列を整頓すへし
又進行中に此方法を爲すときは前行者たる異者に倣ひて其列を整
頓すへし若し此の行ふべき倣者たる場合には整列の後ち「直れ」の
號令を下すへきものとす

又進行中に此の方法を行ふときは勿論「進め進め」の號令を用ゆ總
て進行中進退にて横隊を作りたるときは其列を整へたる後ち又歩
調は前行者に倣ふて正すへきものとす

整立中隊伍を旋回して其方向を變せんとするときは左の號令に依
るへし

小隊(中隊、大隊)右(左)へ廻れ………進め

此の號令は小隊より方向を換へる迄の注意語なるを以て短く之を
唱へ進めの語にて小隊、中隊、大隊若くは分隊は其運動を始むへし而し
て整列中の人員其位置を廻轉點に立つ者は決して其位置を離るゝ
となく中隊及び其異者の進行度に應じて只其体を廻轉すへし而し
て團の四分の一を廻轉したるときは各々足踏を爲し「止れ」の號令
を俟て停止すへし

(未完)

◎同情會出版廣告

●行刑新論全部出版豫告

本書の三分の二は既に譯出して獄事叢書紙面にあり然るに目下の一問題となりて當局者の參照となるべき出獄人保護問題のとに及ばず之を看んとを急促するゝとにより終に全篇の翻譯を了し。以て之を條約法により全部印刷を計畫せり尤も本書の需用未だ多からざるを思ふにより必要だけ印刷する筈なれば御入用の向は至急に御申込ありたし 定價金一圓 豫約の印刷製本實費は金六十錢なり 爲替は青山郵便支局へ御振込を請ふ



天福堂
主人編

立志美談

定價三十錢
郵税六錢

本書は近古の志士立身家の美はしき談話をかな文を以て編輯せしものなれば家庭の教訓書にあてゝよろしく、極て文章平易。細密なる挿畫あり。又囚人看讀の書籍として可なり、既に再版のものなり以て知るべし本書の需要多きを

東京府南多摩郡澁谷宮益町三十八番地

同情會

● 會 告

● 本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○ 本誌定價並廣告料

● 監獄雜誌

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)

● 全署內五名以上購讀ノ向ハ

壹部 前金五錢五厘 (全)

● 一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ

● 又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏ノ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

○ 雜 則

● 廣告料 一行一回分 金十錢

前金六錢

前金五錢五厘

● 監獄雜誌ヲ注文セラル、片ハ住所姓名

(官衙ニ奉職セラル、者ハ其官衙名官職名)

● 數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

● 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ

● 向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本ヲ代金申受ケ可シ

● 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ(督 印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又

● 前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

● 雜誌代金ヲ送付セラル、片ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ

● 通連便ニ付セラル、片ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、片ハ五厘切手一割増タルヘシ

● 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

● 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

出版主任

磯村

兌

貞

明治二十九年十二月十一日發行

發行人兼編輯人

磯村

兌

貞

印刷人

海沼

富

太郎

(明治二十七年二月)
廿六日週信省認可

發行所

海沼

富

太郎

支會

警察

監獄

學會

印刷所

東京

市

會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會

東京

市

會

支會